

入間市一般廃棄物処理基本計画(成案)



令和3年3月
(令和8年3月改定)

入 間 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の範囲	2
4. 計画期間	2
5. 計画の数値目標	3

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の経緯	4
2. ごみ処理体制	5
3. 本市のごみ関連組織	6
4. ごみ処理フロー	7
5. ごみ処理の実績	8
6. 収集・運搬の現状	14
7. 中間処理の現状	16
8. 最終処分の現状	19
9. ごみ処理経費	20

第3章 中間評価と課題

1. 中間時における目標の達成状況	22
2. ごみ組成調査の結果	24
3. 国、県との比較	26
4. 類似自治体との比較	27
5. 中間評価と課題	28

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針	30
2. 基本施策	30
3. 数値目標	32
4. 個別施策と目標設定	37

第5章 生活排水処理計画(令和9年度改定予定・現行計画を掲載)

第1節 し尿及び浄化槽汚泥処理の現状	48
第2節 生活排水処理の基本方針	51
第3節 生活排水処理の予測	52
第4節 生活排水の処理主体	52
第5節 生活排水処理基本計画	52

第6章 計画の進行管理と推進体制

1. 計画の進行管理	54
2. 個別施策の目標を利用した進行管理	55

資料編

資料1 ごみ排出量の推計(入間市一般廃棄物処理基本計画・令和3年3月版より抜粋)	56
資料2 一般廃棄物処理基本計画見直し経緯	57
資料3 入間市廃棄物減量等推進審議会名簿	60
資料4 諮問・答申	61
資料5 エコ・クリーン政策課、総合クリーンセンター、生活環境課所掌事務	63
資料6 用語解説	65

第1章 計画の概要

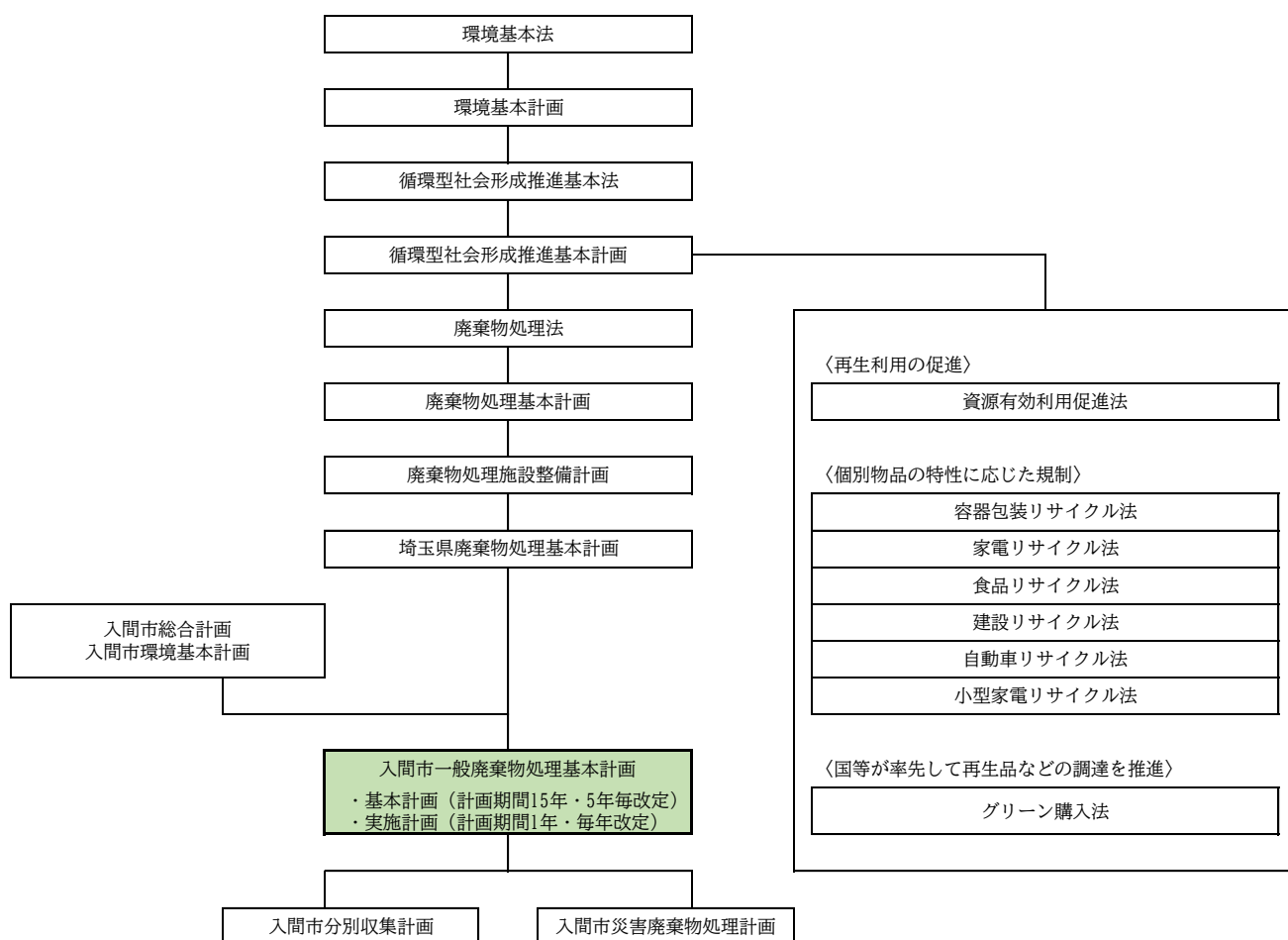
1. 計画の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物行政を取り巻く環境の変化や課題への対応を図るため、市民・事業者・行政の役割分担やごみの減量化に向けた目標等を明確にした上で、今後15年間で進めていくべき施策の方向性や具体的な取り組みについて定めるものです。

2. 計画の位置づけ

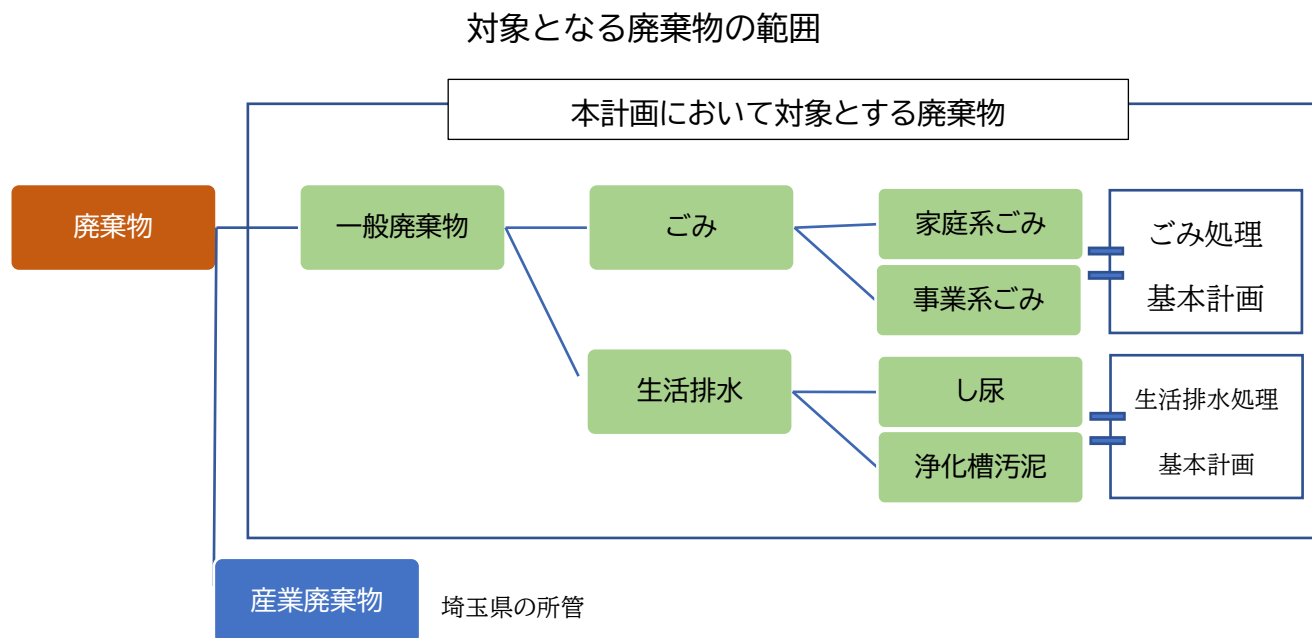
入間市一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」といいます。)は、法令や国、県、本市が策定する各種計画の趣旨を踏まえるとともに、「入間市総合計画」や「入間市環境基本計画」との整合を図りながら、中・長期的かつ総合的視点に立って、計画的に一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理施策を推進するための基本的な方針を定めます。

一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係



3. 計画の範囲

本計画の範囲は入間市全域とし、計画の対象廃棄物は、本市から発生するごみ(産業廃棄物を除く)及びし尿等生活排水とします。



4. 計画期間

本計画は、長期的な視点で取り組む必要があることから、令和3(2021)年度から令和 17(2035)年度までの15年間を計画期間として定めています。

計画の目標年度である令和17(2035)年度に向け、中間的な目標として、短期目標と中間目標年を設定し、社会環境の変化を踏まえ概ね5年ごとに目標達成状況を確認するとともに、計画の見直しを行うこととしています。

年 度	令和3(2021)年度	令和7(2025)年度	令和 12(2030)年度	令和 17(2035)年度
計画期間	→			
計画の見直し		★	★	

- ◆短期目標年:令和 7(2025)年度
- ◆中期目標年:令和 12(2030)年度
- ◆計画目標年:令和 17(2035)年度

5. 計画の数値目標

本計画では、取組を考慮した排出量予測及び国、県の取組目標を考慮して、ごみ排出量、資源化率、最終処分量の数値目標(令和17(2035)年度)を設定しています。

○ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値

区分	計画策定時 令和元(2019)年度	計画目標
家庭系ごみ	544g/人/日	令和 7 (2025)年度 495g/人/日 令和 12(2030)年度 455g/人/日 令和 17(2035)年度 440g/人/日
事業系ごみ	8,619t/年	令和 7 (2025)年度 8,033t/年 令和 12(2030)年度 7,409t/年 令和 17(2035)年度 6,746t/年

注)事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されない。

○資源化率の目標値

区分	計画策定時 令和元(2019)年度	計画目標 令和 17(2035)年度
資源化率	23.7%	27.4%

○最終処分量の目標値

区分	計画策定時 令和元(2019)年度	計画目標 令和 17(2035)年度
最終処分量 ※1	2,826t/年	2,205t/年

※1 最終処分量:資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の配分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び埼玉県最終処分場への埋立処分量です。

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の経緯

本市における主なごみ処理の経緯を表にまとめています。

年 月	内 容
昭和31年4月	一部地域を対象にごみ収集を開始
昭和35年4月	扇町屋地区に固定炉焼却炉(燃焼能力4t/日)が稼働 その後、昭和37年、昭和41年に増設、焼却能力11t/日となる
昭和45年12月	宮寺地区に機械式焼却炉(焼却能力90t/日)が稼働
昭和46年1月	豊岡・藤沢・西武地区のごみ収集が週2回となる
昭和53年4月	分別収集区分を可燃、不燃、粗大、資源(ビン)の4分別とする
昭和56年4月	有害ごみの収集を開始
昭和60年4月	清掃事業所(宮寺)に流動床式焼却炉(焼却能力120t/日)が稼働
昭和62年7月	粗大ごみの有料収集を開始
昭和63年3月	宮寺地区の機械式焼却炉を廃止
昭和63年3月	プラスチック・ビニール類の分別収集を開始
昭和63年10月	清掃事業所(宮寺)の焼却炉を改造、焼却能力138t/日となる
平成元年3月	金子地区でプラスチック減容施設が運転開始850kg/h
平成元年6月	市内全域で可燃ごみ収集が週3回となる
平成3年6月	資源ごみ(缶、古布、紙類)の分別収集を開始
平成4年9月	入間市一般廃棄物最終処分場の埋立開始
平成8年4月	総合クリーンセンター完成(焼却能力150t/日、粗大ごみ処理能力40t/日)
平成9年10月	透明・半透明収集袋を導入
平成11年4月	リサイクルプラザ供用開始 清掃事業所(宮寺)の焼却炉を休止
平成13年1月	ペットボトル分別収集を開始
平成15年12月	金子地区のプラスチック減容施設が運転停止
平成16年1月	プラスチック・ビニール類の資源化を開始
平成19年4月	雑がみ分別収集、資源化を開始
平成21年9月	事業系ごみ搬入規制を開始(分別の強化・徹底)
平成22年4月	事業系紙類(新聞・段ボール等)に搬入規制を開始
平成23年4月	事業系プラスチック・ビニール類、発泡スチロール類の搬入規制開始
平成26年4月	事業系家電リサイクルの開始 事業系ごみ処理手数料改定
平成27年6月	入間市ごみ分別アプリを配信開始
令和4年4月	入間市学校給食センターから排出される食品残渣の資源化を開始
令和5年3月	家庭系廃食油のリサイクルを開始
令和5年4月	プラスチック・ビニール類の一括回収及び資源化、再商品化を開始 ペットボトル水平リサイクルを開始
令和5年10月	街路樹の剪定枝を回収し、資源化を開始
令和7年4月	粗大ごみ有料回収のキャッシュレス決済開始

2. ごみ処理体制

本市における収集・運搬については、全て民間委託により行っています。

ごみの中間処理については、総合クリーンセンター及び民間委託で行っています。

このうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみのうちビン・缶は、市が運営する総合クリーンセンター(運転委託)で中間処理しています。

また、ペットボトル、古布・紙類、プラスチック・ビニール類、有害ごみは民間委託により処理しています。

最終処分については、可燃・不燃・粗大ごみは焼却、破碎、選別を行った後の物性により、その処分方法が分かります。また、資源ごみについては、民間委託により資源化を行うほか、民間の資源再生業者への売却を行っています。

埋立処分は、本市の一般廃棄物最終処分場と埼玉県環境整備センターで処分しています。

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		委託	焼却 直営(運転委託※1)	焼却灰 民間委託(人工砂減量化※2)
				焼却灰 直営(埋立)
				焼却残渣 委託(埋立)
不燃ごみ		委託	破碎選別 直営(運転委託)	破碎後資源化 委託(資源化)
				破碎不適物 委託(資源化)
				破碎不適物 直営(埋立)
				処理困難物 委託(資源化)
粗大ごみ		委託	選別破碎 直営(運転委託)	破碎後資源化 委託(資源化)
				破碎不適物 直営(埋立)
				処理困難物 委託(資源化)
資源ごみ	缶	委託	選別圧縮 直営(運転委託)	売却(資源化)
	ビン	委託	選別 直営(運転委託)	委託及び売却(資源化)
	ペットボトル	委託	選別圧縮 民間委託	売却(資源化)
	古布・紙類	委託	選別 民間委託	売却(資源化)
	プラスチック・ ビニール類	委託	選別圧縮 民間委託	委託(資源化)
	有害ごみ	委託	選別 民間委託	委託(資源化)

※1 運転委託:ごみ処理において、ごみの受け入れ、機械作業及び日常点検を行う業務委託。

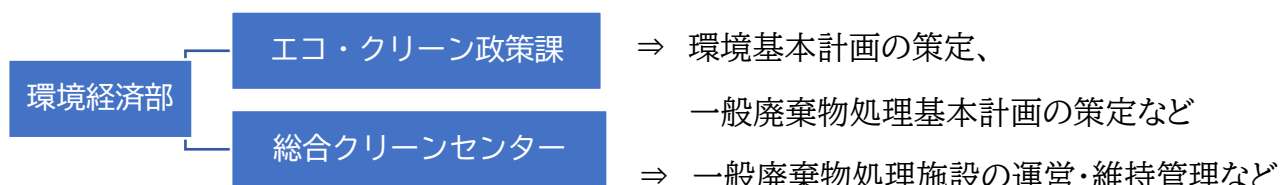
※2 人口砂減量化:ごみの焼却灰や浚渫土、ガラスなどを高温処理して砂状にし、コンクリート骨材、防草材などにする。

3. 本市のごみ関連組織

本市のごみ関連組織は以下のとおりです。環境経済部のエコ・クリーン政策課と総合クリーンセンターで、下表の役割分担により業務を進めています。

なお、産業廃棄物に関する指導監督及び許認可等の事務については、埼玉県の所管となります。

(1) 市の部課組織



(※詳細は資料編を参照)

(2) 審議会その他の組織

①エコ・クリーン政策課関連

○入間市環境審議会

環境の保全に関する基本的事項について調査・審議する。

○入間市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の処理及び減量に関する基本的な事項について調査・審議する。

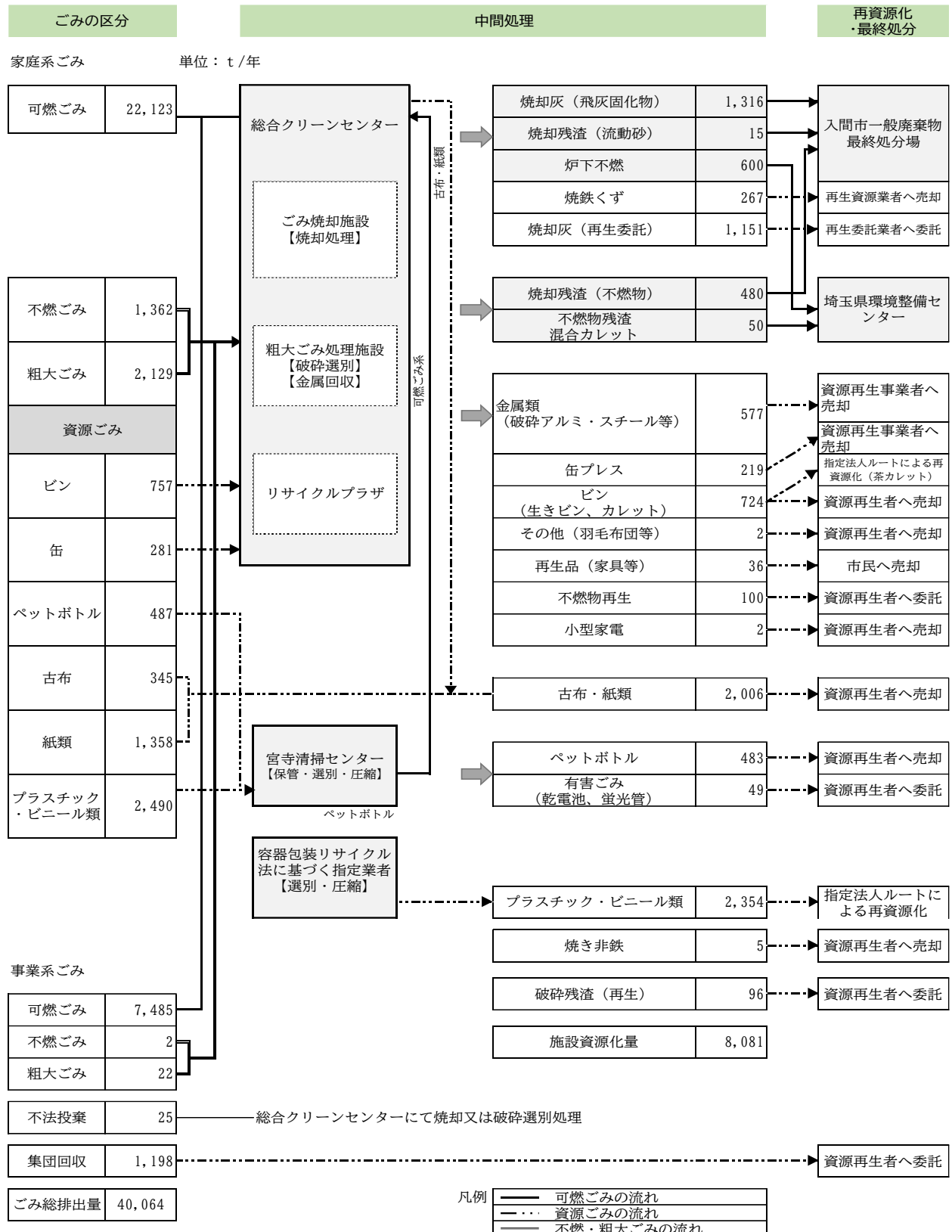
②総合クリーンセンター関連

○リサイクル研究室

リサイクルプラザの事業協力スタッフとして、ごみ問題の研究、各種教室の企画、立案、運営及びリサイクル品の製作を行う。

4. ごみ処理フロー

令和6年度における本市のごみ処理のフロー(ごみ収集量、中間処理、再資源化・最終処分量の流れ)は、下図のとおりです。



※事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されません

5. ごみ処理の実績

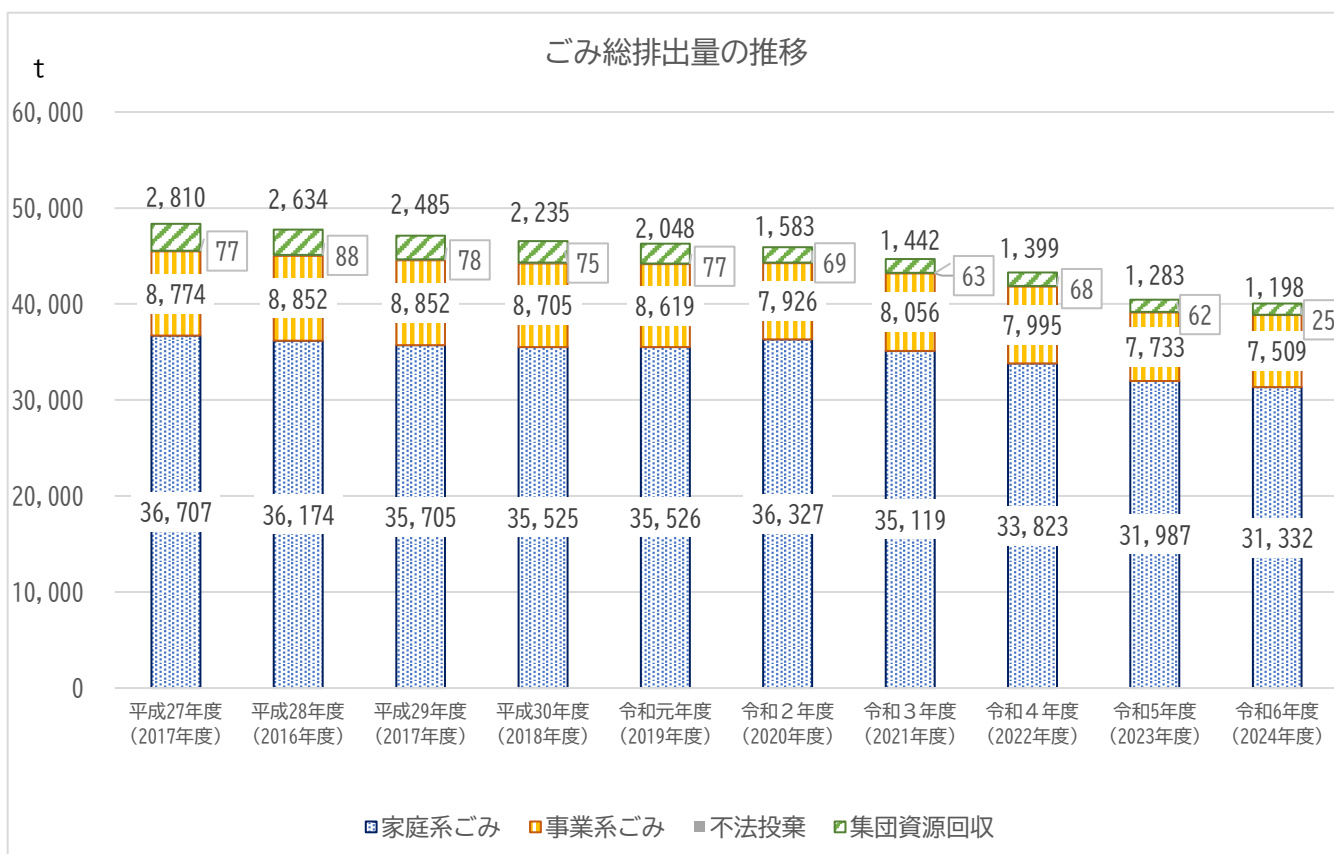
5-1 ごみ総排出量の推移

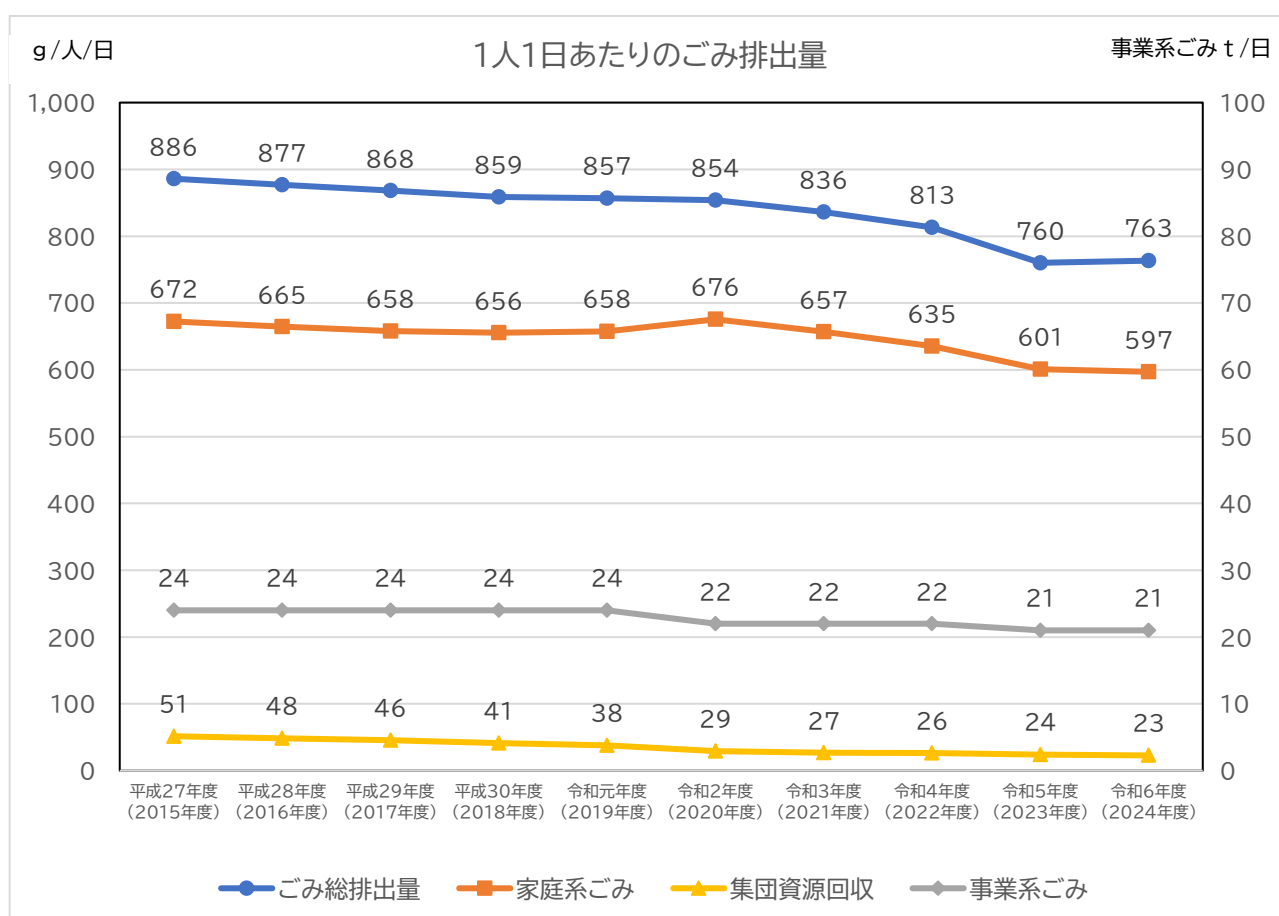
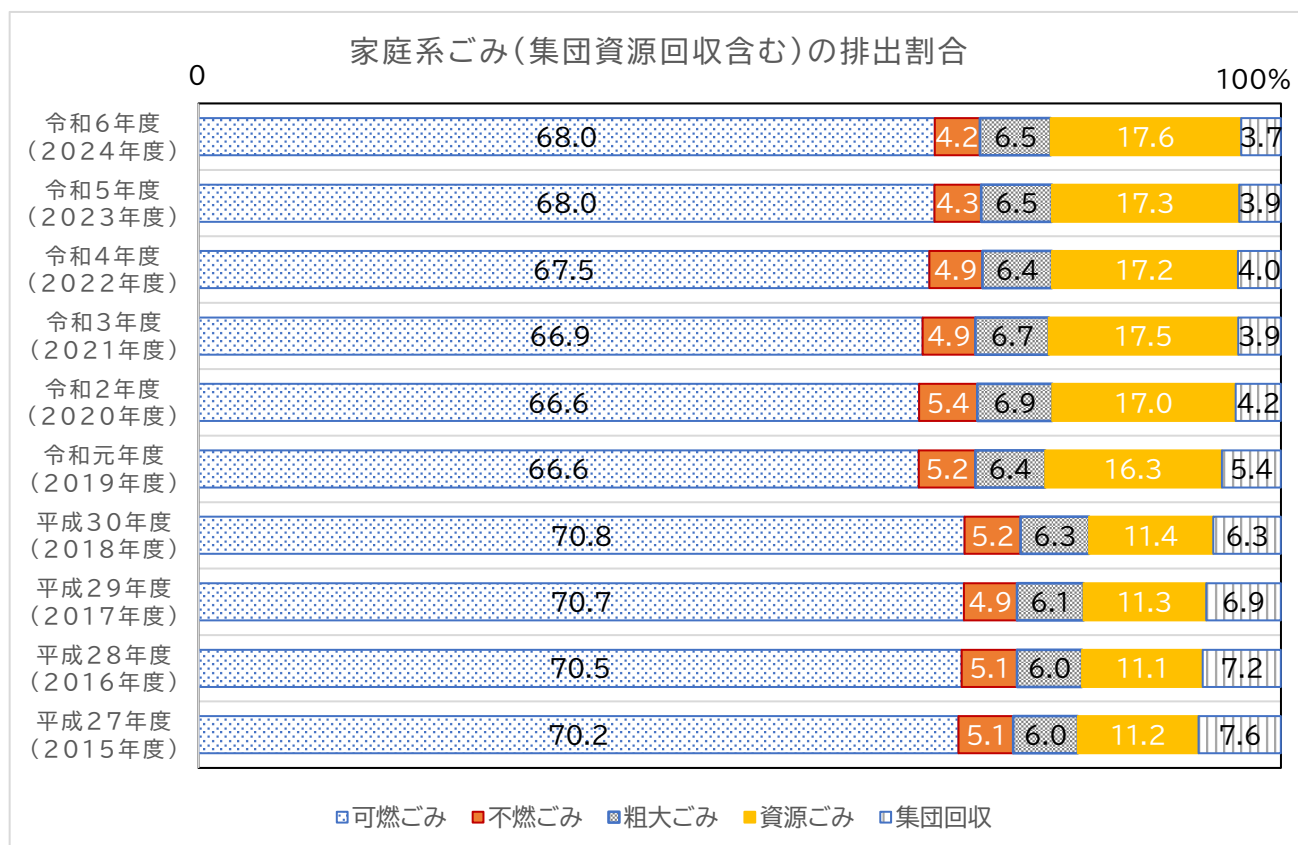
ごみ総排出量は、平成27(2015)年度から令和6(2024)年度の10年間で 8,304t(17.2%)減少しています。

また、ごみ総排出量のうち家庭系ごみは、36,707tから 31,332tに減少(14.6%減少)しています。減少の理由としては、人口減少や、新型コロナウイルスの影響によるライフスタイルの変化などによるものと分析しています。

区 分	単 位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
人 口	人	149,556	149,140	148,708	148,452	147,986	147,312	146,419	145,830	145,830	143,769
ごみ総排出量※	t/年	48,368	47,748	47,120	46,540	46,270	45,904	44,679	43,285	41,065	40,064
家庭系ごみ	t/年	36,707	36,174	35,705	35,525	35,526	36,327	35,119	33,823	31,987	31,332
事業系ごみ	t/年	8,774	8,852	8,852	8,705	8,619	7,926	8,056	7,995	7,733	7,509
不法投棄	t/年	77	88	78	75	77	69	63	68	62	25
集団資源回収	t/年	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048	1,583	1,442	1,399	1,283	1,198
ごみ総排出量(1人当たり)	g/人/日	886	877	868	859	857	854	836	813	760	763
家庭系ごみ(1人当たり)	g/人/日	672	665	658	656	658	676	657	635	601	597
集団資源回収(1人当たり)	g/人/日	51	48	45	41	37	29	27	26	24	23

※ ごみ総排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です。なお、事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されません。





※事業系ごみは1日あたりの排出量です。

5-2 処理・処分の実績

平成 27(2015)年度から令和 6(2019)年度までの 10 年間を比較すると、資源化量は 2,834t(23.4%)減少しています。このうち、集団資源回収量は 1,612t(27.4%)減少、施設資源化量は 1,222t(13.1%)減少しています。

施設資源化量が減少した理由は、ペーパーレス化や、民間事業者のリサイクルが進んでいるため、古布・紙類の回収量が年々減少していることが大きな要因と考えられます。民間事業者による資源物回収は、具体的には、次のようなことが実施されています。

- スーパーマーケットやコンビニエンスストア等による店頭回収
- 新聞販売店による新聞回収
- 古紙回収業者による古紙回収
- ベンダー回収による空き缶等の回収

上記のような民間事業者による資源物回収の実態も踏まえて、市域全体での資源化率の状況を推定し、今後の資源化率の目標設定の考え方を整理していくことも必要と考えています。

最終処分量は、全体的には減少傾向にありますが、年によって増減があります。理由としては、焼却灰の資源化量の増減によるものです。

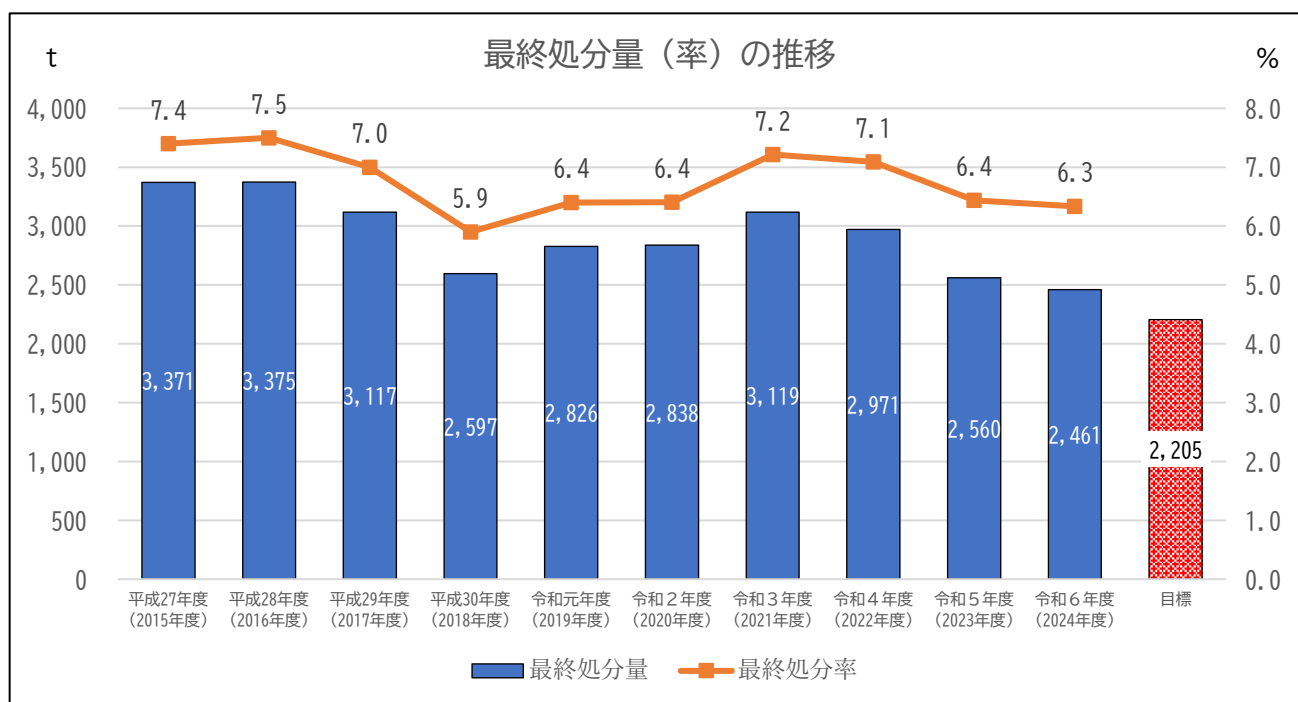
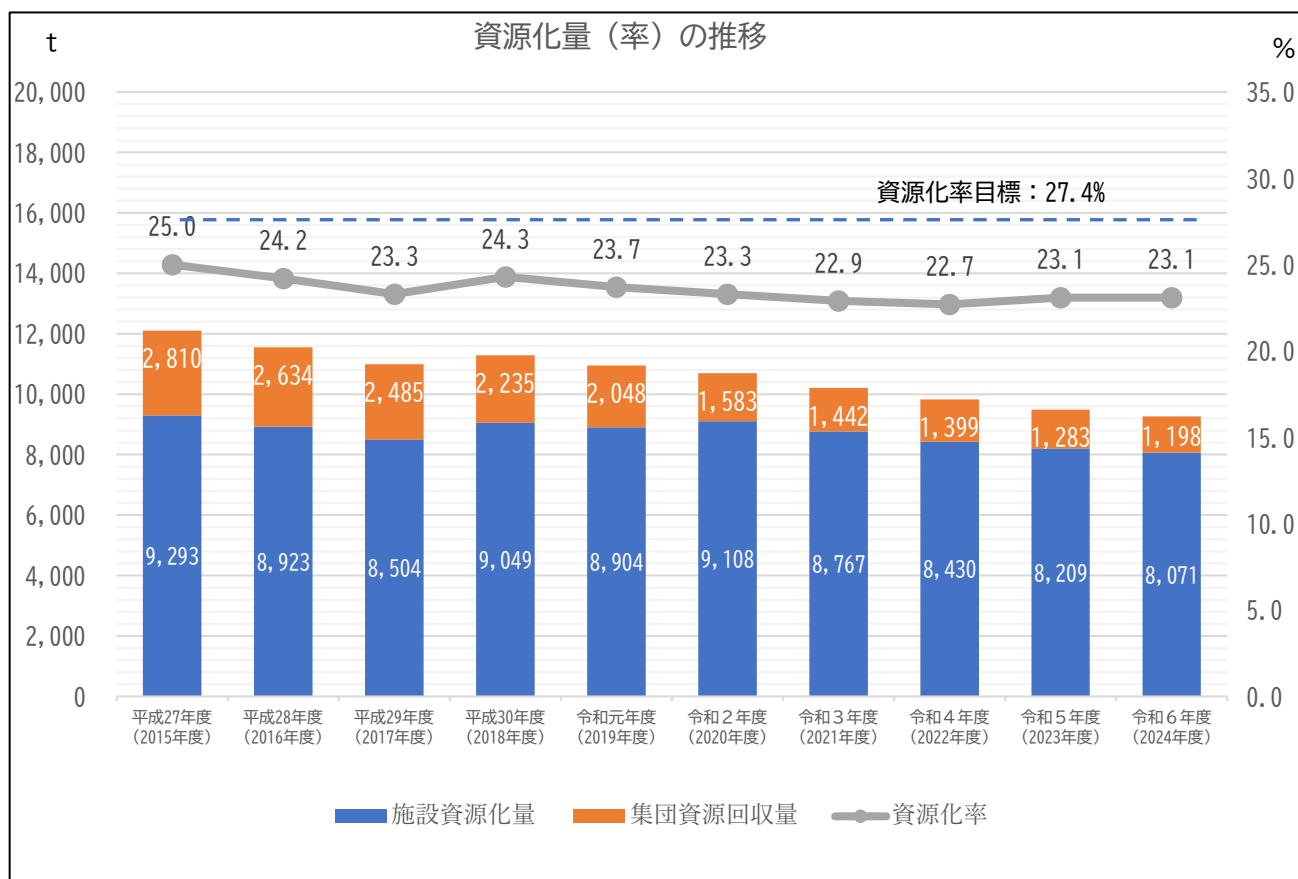
処理・処分の実績

区 分	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
ごみ排出量 ※1	t/年	45,558	45,114	44,634	44,305	44,222	44,321	43,237	41,886	39,783	38,866
ごみ総排出量	t/年	48,368	47,748	47,120	46,540	46,270	45,904	44,679	43,285	41,065	40,064
資源化量	t/年	12,103	11,557	10,989	11,284	10,952	10,691	10,209	9,829	9,487	9,269
集団資源回収量	t/年	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048	1,583	1,442	1,399	1,283	1,198
施設資源化量	t/年	9,293	8,923	8,504	9,049	8,904	9,108	8,767	8,430	8,209	8,071
資源化率 ※2	%	25.0	24.2	23.3	24.3	23.7	23.3	22.9	22.7	23.1	23.1
最終処分量	t/年	3,371	3,375	3,117	2,597	2,826	2,838	3,119	2,971	2,560	2,461
最終処分率 ※3	%	7.4	7.5	7.0	5.9	6.4	6.4	7.2	7.1	6.4	6.3

※1 ごみ排出量 家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみの合計です。

※2 資源化率 資源化量をごみ総排出量で割った数値です。

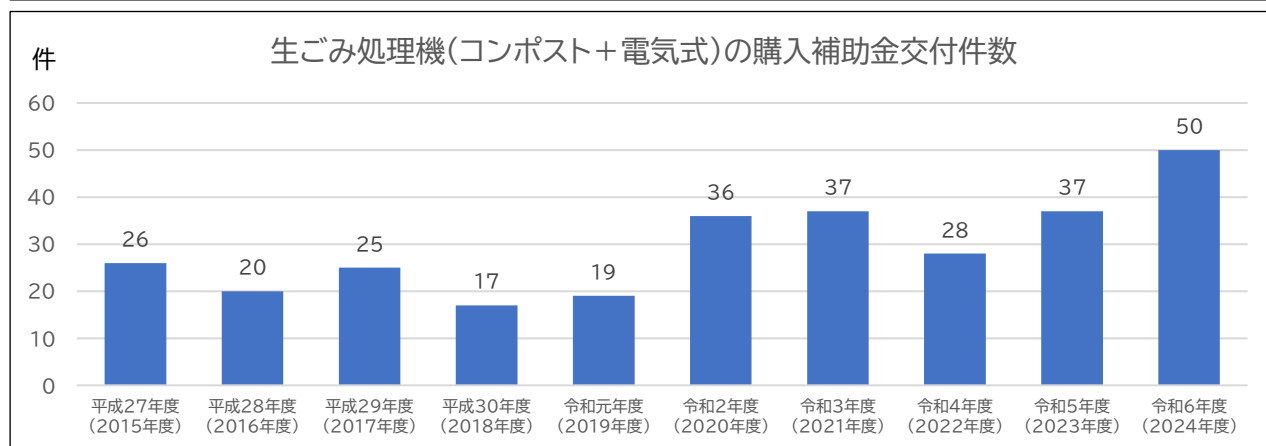
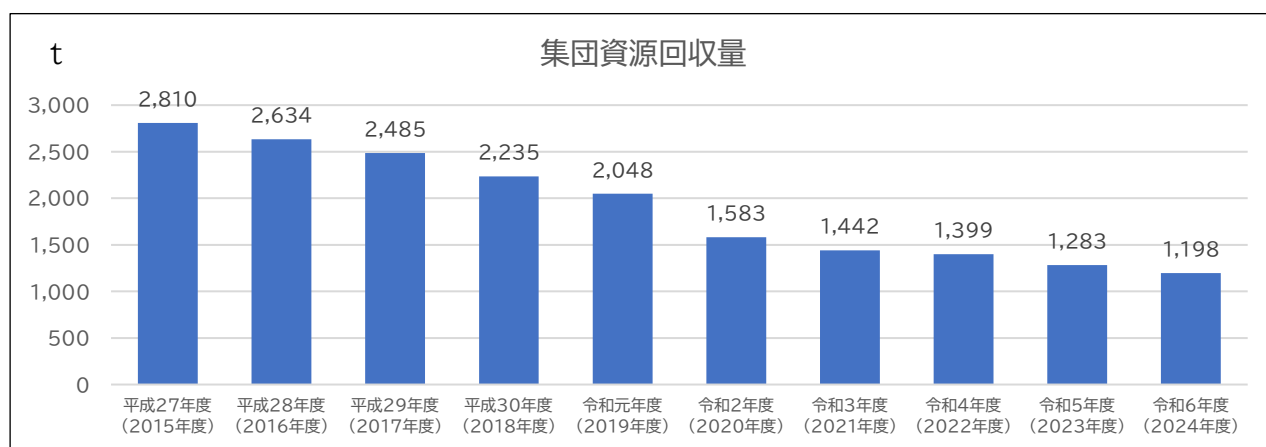
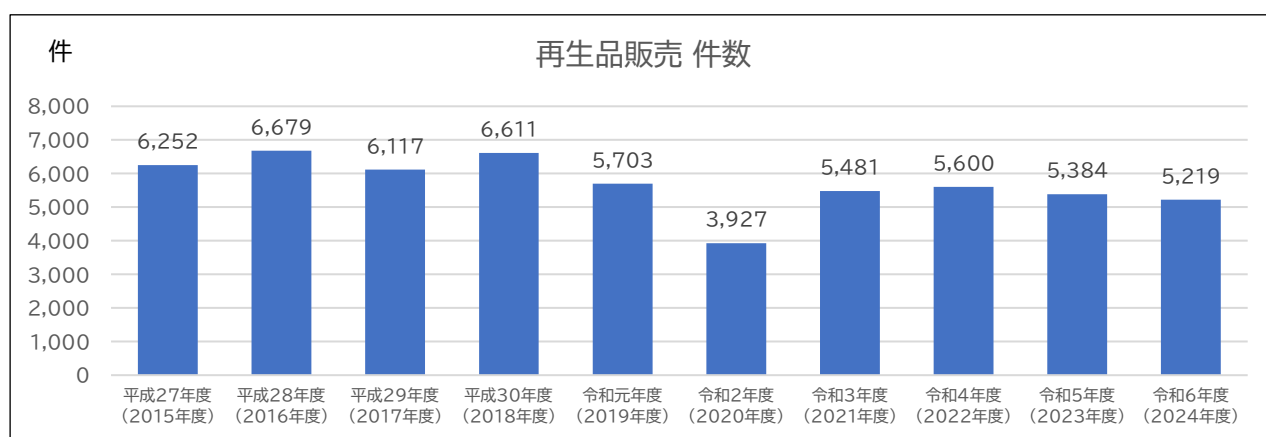
※3 最終処分率 最終処分量をごみ排出量で割った数値です。



5-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

本市では、1人1日あたりのごみの排出量を削減するため、「目指そう!!ひとり1日100gのごみ減量」を減量指標として掲げ、ごみの減量推進事業を進めています。その達成に向けて市民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量・資源化を推進するため、リサイクルプラザを中心に次のような活動を行っています。

- ・不要となった家具や衣類等を再生して販売する。
- ・資源物を回収する団体に対し補助金を交付する。
- ・生ごみの減量と堆肥化を推進するため、生ごみ処理機購入者に補助金を交付する。
- ・「リサイクルの日」等各種事業を実施する。



ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

区分		単位	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2023)	
再生品販売	件数	件	6,252	6,679	6,117	6,611	5,703	3,927	5,481	5,600	5,384	5,219	
	金額	千円	3,597	3,784	3,386	3,684	2,951	2,190	2,853	3,332	3,879	4,074	
物品譲渡	件数	件	32	24	26	17	20	34	18	28	29	28	
	重量	kg	531	1,000	569	417	388	565	221	434	307	294	
資源再生利用	集団資源 回収量	t	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048	1,583	1,442	1,399	1,283	1,198	
	奨励補助 金	千円	11,248	10,544	9,948	8,944	8,192	6,333	3,769	5,598	5,133	4,794	
生ごみ処理機器	コンポスト	交付件数	基	20	16	17	6	9	20	21	17	16	12
		補助金額	千円	73	57	62	24	36	69	73	67	61	45
	電気式	交付件数	基	6	4	8	11	10	16	16	11	21	38
		補助金額	千円	111	65	148	213	147	169	164	171	348	629
リサイクルプラザ視察及び 研修来館者		人	1,693	1,691	1,623	1,642	1,521	9,123	14,358	14,634	15,367	15,487	
体験教室	開催数	教室	23	14	8	18	27	2	18	16	9	7	
	参加人数	人	216	152	137	163	282	21	120	72	59	81	
おもちゃ病院	利用件数	件	267	296	350	335	487	268	374	434	456	402	
よろず修理	利用件数	件	61	88	106	103	102	24	91	134	113	115	
マイバッグ制作	開催回数	回	10	10	10	10	10	2	6	10	9	10	
	参加人数	人	67	77	86	72	82	4	27	53	59	83	
布ぞうり作り	開催回数	回	10	10	10	10	10	2	6	10	9	10	
	参加人数	人	81	67	69	71	79	21	28	45	39	63	
廃油の利用 (学校給食 センター などから)	廃油使用 料	ℓ	254	270	198	161	234	74	132	120	96	84	
	粉せっけ ん	kg	35	35	35	35	35	35	-	-	-	-	
	固形せっ けん	個	1,950	2,060	1,500	1,200	1,800	450	1,100	1,000	800	700	

6. 収集・運搬の現状

本市の分別収集の現状及び排出禁止物(市が収集できないごみ)を以下に示します。

分別収集の現状

区分		具体例	収集頻度	収集場所	排出方法
可燃ごみ		生ごみ、木の枝・葉、貝殻、おむつ、靴、かばん、ビデオテープ、ボールなど	週3回	集積所	無色透明又は白色半透明の袋
不燃ごみ		金属類（なべ・フライパン・アルミホイル等）、せともの、ガラス製品、小型家電など	週1回	集積所	無色透明の袋
資源ごみ	プラスチック・ビニール類	プラスチックマークのある製品、包装類（食品トレイ・冷凍食品の袋。マヨネーズやケチャップの容器、梱包用発泡スチロール）など	週1回	集積所	無色透明の袋
	古布	衣類、タオル、カーテンなど	月2回	集積所	無色透明の袋
	紙類	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック	月2回	集積所	種類ごとにひもでしばるなど
	ビン	全てのビン（割れたものを含む）	月2回	集積所	無色透明の袋
	缶	ジュースやビール等の飲料缶、くだものの缶	月2回	集積所	無色透明の袋
	ペットボトル	PET1 マークのある清涼飲料用・酒類用・しょうゆ用などのボトル	月2回	集積所	無色透明の袋
	有害ごみ	電池、蛍光管、水銀灯、水銀体温計	月2回	集積所	無色透明の袋
粗大ごみ		タンス、自転車、カーペット、布団など	随時 (申込制)	戸別収集	—

排出禁止物（市では収集できないごみ）

有毒性物質を含むもの	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性もしくは強アルカリ性の物質など
危険性のあるもの	揮発性（ガソリン・ベンジン・シンナー等）、廃油類、灯油、ガスボンベ、火薬類、消火器、バッテリーなど
著しく悪臭を発するもの	汚物、汚泥
容積、重量及び長さが著しく大きいもの	ピアノ、自動車部品（タイヤ・バンパー・マフラー等）、耐火金庫、浴槽、浄化槽など
家電リサイクル法、資源有効活用促進法の対象となっているもの	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	ペンキ等の塗料、家庭菜園等で使用した土、石、砂、畳など
産業廃棄物	

7. 中間処理の現状

本市の中間処理施設としては、総合クリーンセンター(焼却施設・破碎処理施設)、リサイクルプラザ(リユースやリサイクルに資する研究・体験学習施設)、資源化施設(資源物の選別・保管施設)があります。

7-1 中間処理の現状

本市の中間処理施設の概要を示します。

総合クリーンセンター（中間処理：焼却・破碎処理施設）の概要

施設名称	入間市総合クリーンセンター	
所在地	入間市大字新久 127 番地1	
稼働年月	平成8年(1996)年4月	
焼却処理施設	処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
	焼却方式	流動床式准連続焼却炉
	処理能力	150t/16h(50t/16h×3)
	余熱利用※	温水利用
破碎処理施設	処理対象	不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、缶、ビン
	処理方式	破碎・選別・圧縮・保管
	破碎処理能力	40t/5h
	缶選別処理能力	5t/5h
	ビン選別処理能力	12t/5h

※余熱利用 焼却で発生した熱は、温水にして総合クリーンセンター内の空調等に活用しています。



リサイクルプラザ（不用品再生・販売及び環境学習・体験施設）の概要

施設名称	入間市リサイクルプラザ
所在地	入間市大字新久 127 番地1
稼働年月	平成11(1999)年4月
施設概要	リサイクル展示ホール、再生工房室、リサイクル研究室、交換バザーPRコーナー、図書情報室、体験学習室、研修室、温室



宮寺清掃センター(資源化処理施設)の概要

施設名称	宮寺清掃センター(資源物の選別・保管施設)
所在地	入間市宮寺2656番地
稼働年月	昭和60(1985)年4月
休止年月及び 施設の有効利用	平成 11 年(1999)年 4 月に焼却施設及び破碎施設の運転を休止 休止後は、次に示す資源物の選別・保管等を行い、廃棄物中間処理のプロセスで大切な役割を担っています。
処理対象	古布、ペットボトル、不燃物、焼却残渣、乾電池・廃蛍光管、カレット

7-2 ダイオキシン類の測定結果

焼却施設では、ダイオキシン類の濃度測定を行っています。

すべての調査において、排出、処理基準を満たしています。

なお、灰中のダイオキシン類の濃度測定については、平成 27(2015)年度から、最終処分場への埋立時の状態である灰(固化灰)中の濃度を測定しています。

焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

測定時期	1号炉	2号炉	3号炉	1～3号炉の混合灰
	排ガス中濃度			灰(固化灰)中濃度
	単位:ng-TEQ/m ³ N			単位:ng-TEQ/m ³ N
令和2年7月	0.56	0.40	0.59	0.83
令和3年8月	0.38	0.33	0.48	1.0
令和4年9月	0.34	0.92	0.69	1.5
令和5年7月	0.55	0.97	0.52	1.1
令和6年8月	0.32	0.61	0.45	0.78
基準値	5.00(排出基準) ^{※1}			3.00(処理基準) ^{※2} 【参考値】

※1 上記排出基準は平成 14(2002)年 12 月 1 日から適用

※2 上記処理基準「3.00」は、排出されるばいじん(飛灰)を埋め立てる場合に使用する基準値(「ばいじん及び焼却灰等の処分を行う際の基準値」)ですが、ダイオキシン類対策特別措置法施行の際(平成 12(2000)年1月15日)に、既に設置されていた特定施設である廃棄物焼却炉から排出される灰を薬剤処理により処分する限りこの基準は適用されません。

※ ng(ナノグラム)…重さを表す単位。1ngは 10 億分の1グラム。

※ m³N(ナノマイル立方メートル)…気圧を標準状態(0度、1気圧)に換算した時の体積を表す単位。

※ TEQ…ダイオキシン類の濃度(毒性の強さ)を表示する際に用いられる単位。

8. 最終処分の現状

施設名称	入間市一般廃棄物最終処分場
所在地	入間市大字木蓮寺 94 番地 1
埋立開始	平成 4(1992)年 9 月
埋立計画期間	平成 4(1992)年度～令和 10(2028)年度
計画埋立容量	121,673 m ³
残存量	22,561.50 m ³ (令和7(2025)年3月現在)

最終処分場



9. ごみ処理経費

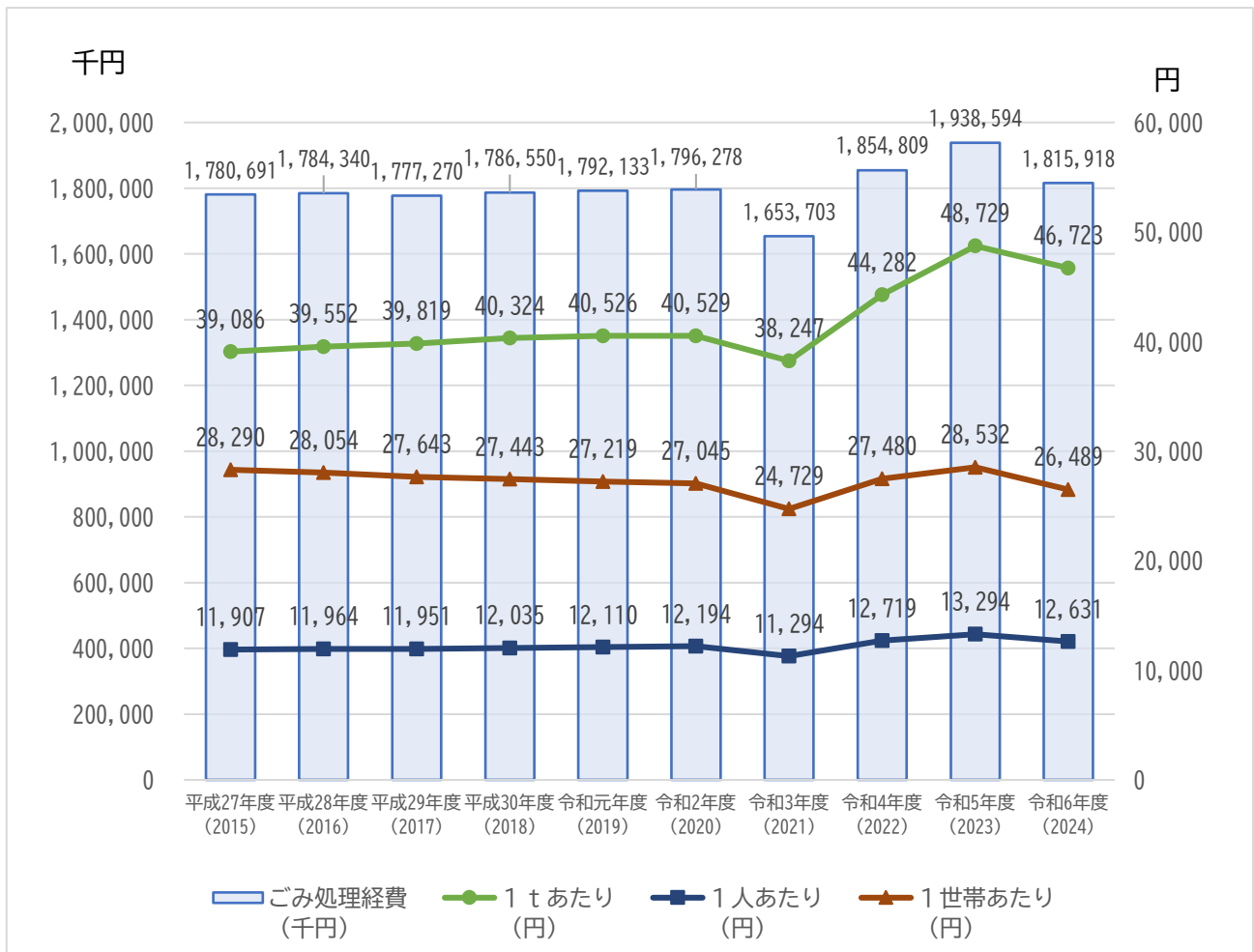
ごみ処理経費は、令和6(2024)年度は約 18.2 億円で、平成27(2015)年度から 0.3 億円増加しています。これは、物価高騰や施設の稼働期間が28年となり、修繕などの工事が増加傾向にあることが主な理由です。

令和 6(2024)年度は 1tあたりに換算すると 46,723 円、1人あたりでは 12,631 円、1世帯あたりでは 26,489 円となっています。

ごみ処理経費

区 分	ごみ排出量 (t)	ごみ処理経費 (千円)	1tあたり (円)	1人あたり (円)	1世帯あたり (円)
平成 27 年度 (2015)	45,558	1,780,691	39,086	11,907	28,290
平成 28 年度 (2016)	45,114	1,784,340	39,552	11,964	28,054
平成 29 年度 (2017)	44,634	1,777,270	39,819	11,951	27,643
平成 30 年度 (2018)	44,305	1,786,550	40,324	12,035	27,443
令和元年度 (2019)	44,222	1,792,133	40,526	12,110	27,219
令和 2 年度 (2020)	44,321	1,796,278	40,529	12,194	27,045
令和 3 年度 (2021)	43,237	1,653,703	38,247	11,294	24,729
令和 4 年度 (2022)	41,886	1,854,809	44,282	12,719	27,480
令和 5 年度 (2023)	39,783	1,938,594	48,729	13,294	28,532
令和 6 年度 (2024)	38,866	1,815,918	46,723	12,631	26,489

ごみ処理経費の推移



第3章 中間評価と課題

1. 中間時における目標の達成状況

本計画では、ごみ排出量、資源化率、最終処分量について目標値を設定しています。

目標に対する令和6年度時点での達成状況を示します。

(1) ごみ排出量

ごみ排出量については、家庭系ごみ(資源回収を含まない)及び事業系ごみの令和6年度実績において、令和7年度目標を達成しています。

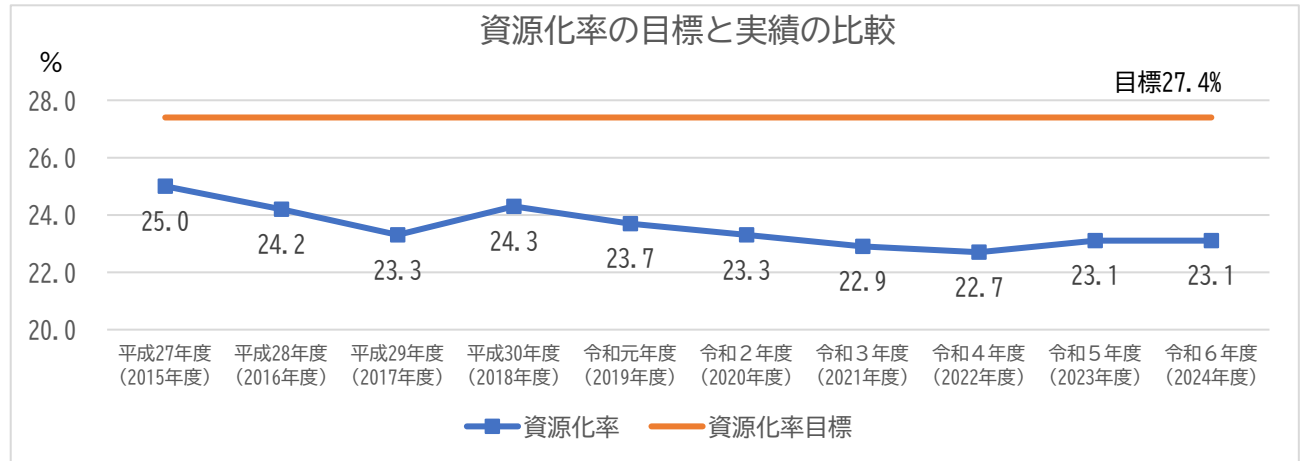
区 分	家庭系ごみ(g/人/日)		
	計画策定時	目標	現状
目標・現状	令和元(2019)年度 544	令和 7(2025)年度 495 令和 12(2030)年度 455 令和 17(2035)年度 440	令和 6(2024)年度 487

区 分	事業系ごみ(t/件)		
	計画策定時	目標	現状
目標・現状	令和元(2019)年度 8,619	令和 7(2025)年度 8,033 令和 12(2030)年度 7,409 令和 17(2035)年度 6,746	令和 6(2024)年度 7,509

(2) 資源化率

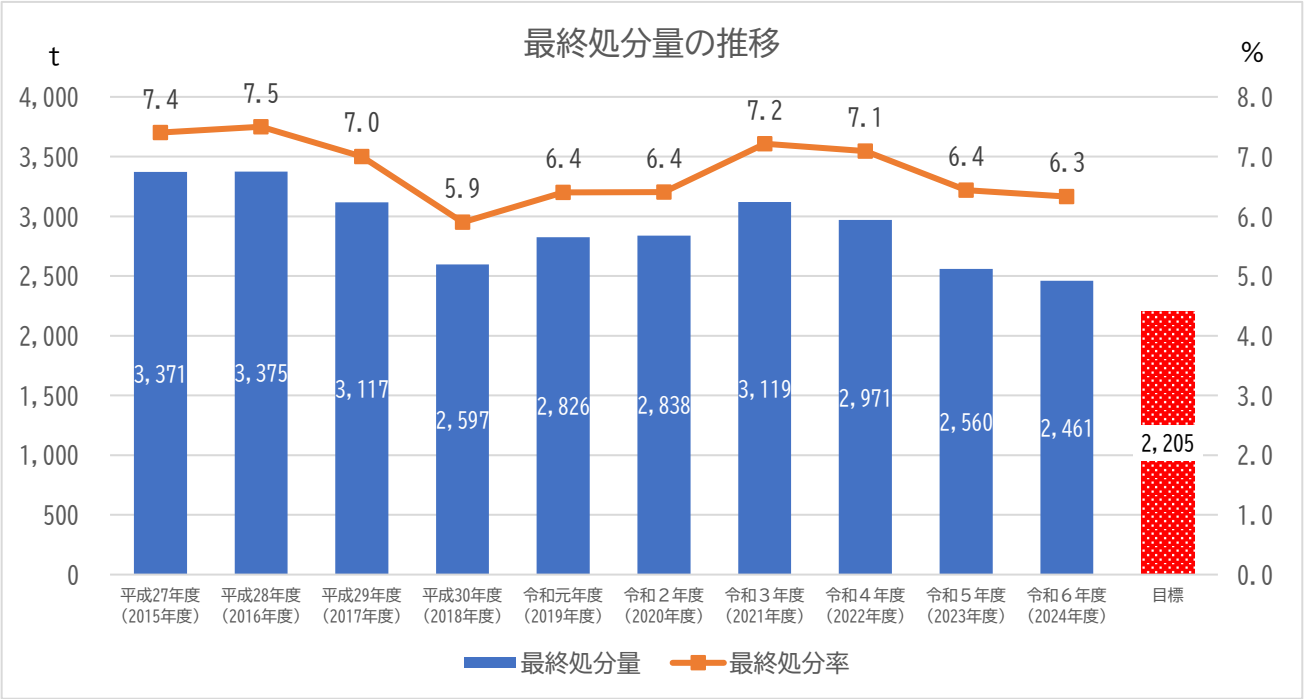
資源化率については、計画策定時と数値の変化がありません。目標達成に向けては、国や県の動向を注視し、資源化物を増やすための有効な施策を検討していくことが必要となります。

区 分	資源化率(%)		
	計画策定時	目標	現状
目標・現状	令和元(2019)年度 23.7	令和 7(2025)年度 設定なし 令和 17(2035)年度 27.4	令和 6(2024)年度 23.1



最終処分量については、目標達成に向けて削減が図れています。

区 分	最終処分量(t/年)		
目標・現状	計画策定時	目標	現状
	令和元(2019)年度 2,826	令和 7(2025)年度 設定なし 令和 17(2035)年度 <u>2,205</u>	令和 6(2024)年度 2,461



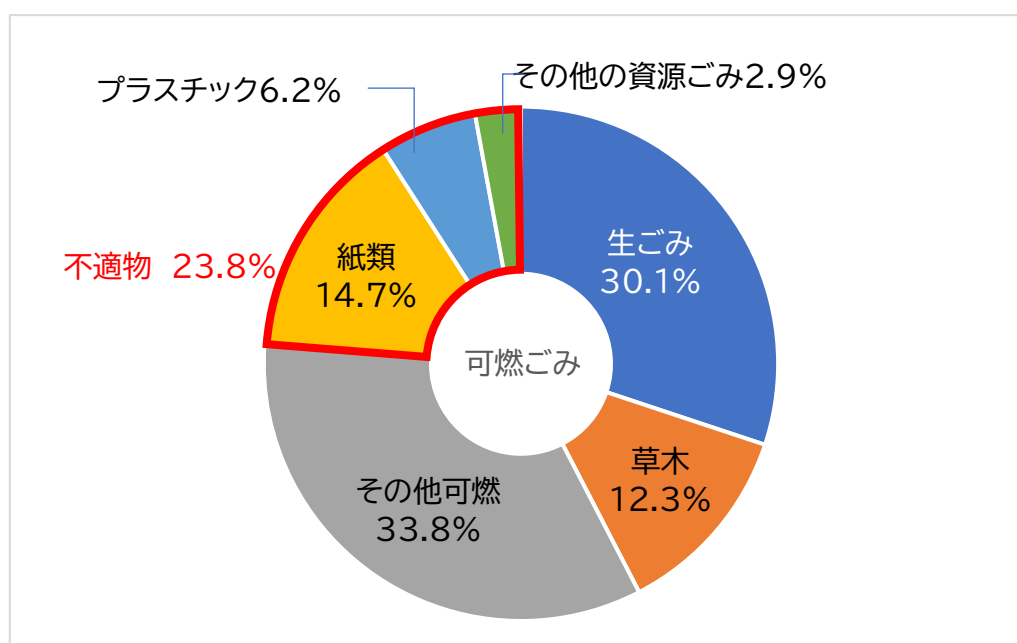
2. ごみ組成調査の結果

ごみの分別状況を把握し、課題を抽出するとともに有効な施策を検討するため、令和6年度にごみ組成調査を実施しましたので、結果を示します。

ごみ組成調査では、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック・ビニール類を対象とし、それぞれのごみに含まれる組成(ごみの種類)を抜き打ちによる方法で把握しました。

(1)可燃ごみ

可燃ごみについては、76.2%が適正に分別されていました。一方、23.8%のごみが資源になりうるものの、可燃ごみとして分別されていました。内訳としては、紙類14.7%、プラスチックが6.2%、その他の資源ごみに含まれる古着・古布が2.1%となっています。

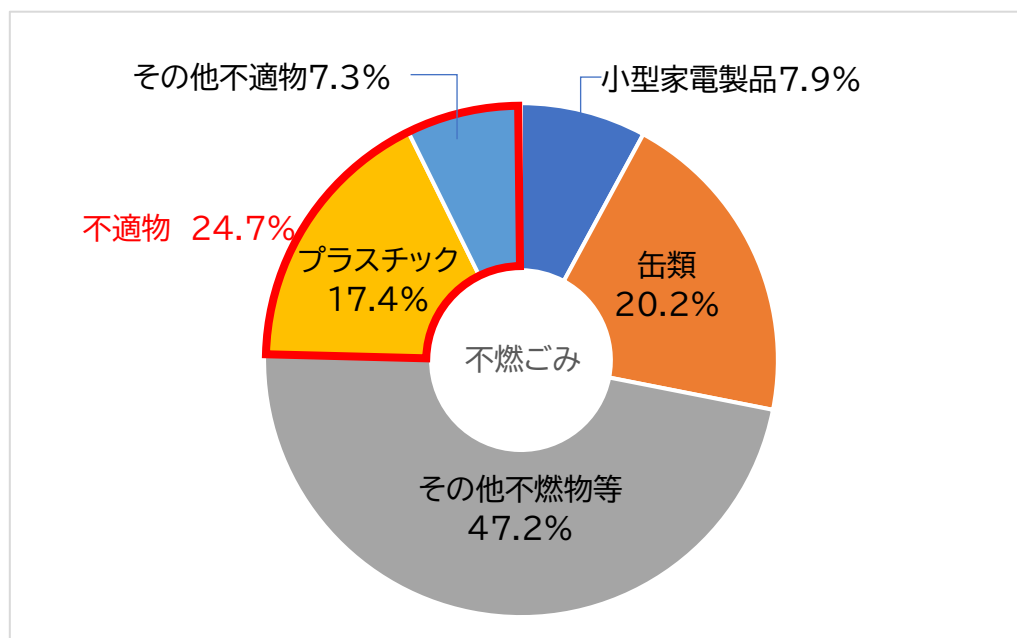


【可燃ごみに関する課題】

- ・可燃ごみの 14.7%が資源となる紙類となっており、資源ごみとして排出するよう周知・徹底する必要がある。
- ・生ごみの中には食品の直接廃棄や食べ残しなどの「食品ロス」が 24.2%含まれており、食品ロス削減策を講じる必要がある。
- ・草木については焼却処分しているが、庭木(剪定枝)については再資源化できる民間事業者が存在するため、焼却処分以外の方法について検討する必要がある。

(2)不燃ごみ

不燃ごみについては、75.3%が適正に分別されていました。一方、24.7%のごみが資源になりうるごみとなっています。不燃ごみについては、多様な種類のごみが混在しているため、総合クリーンセンターで選別し一部を資源化しています。



(3)プラスチック・ビニール類

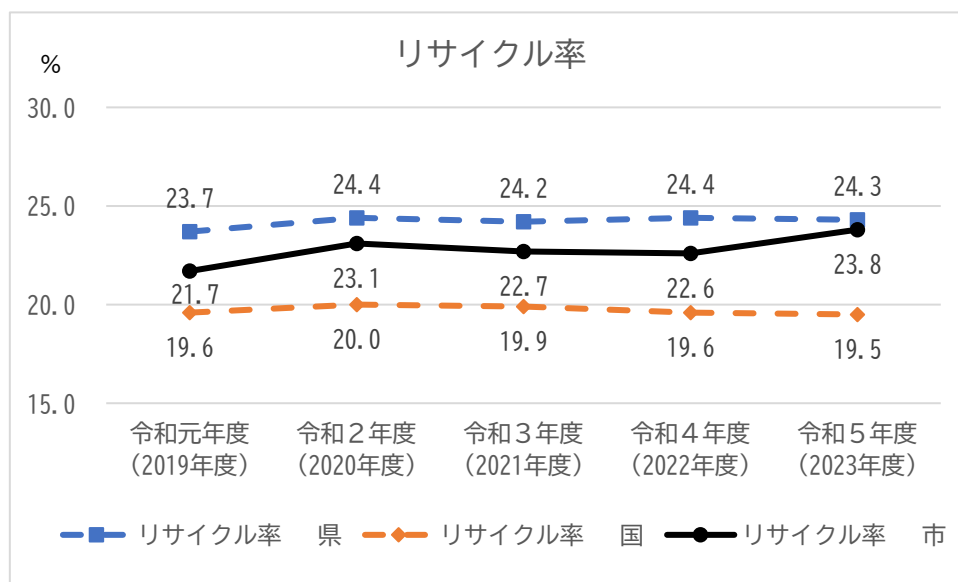
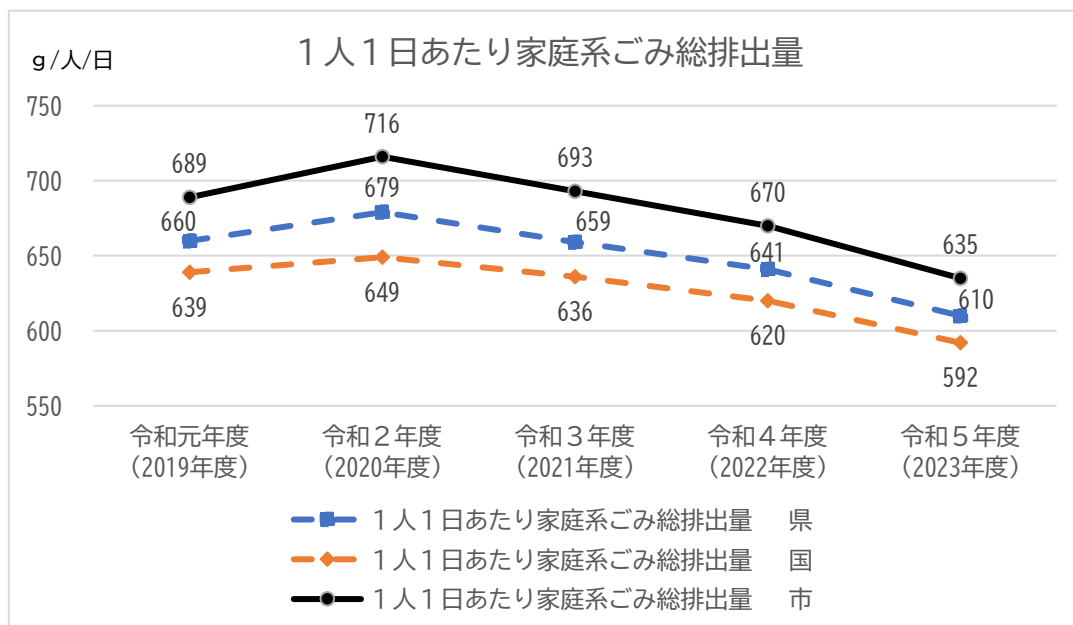
プラスチック・ビニール類については令和5年4月よりプラスチック・ビニール類を一括収集することとしたため、91.2%が適正に分別されていました。

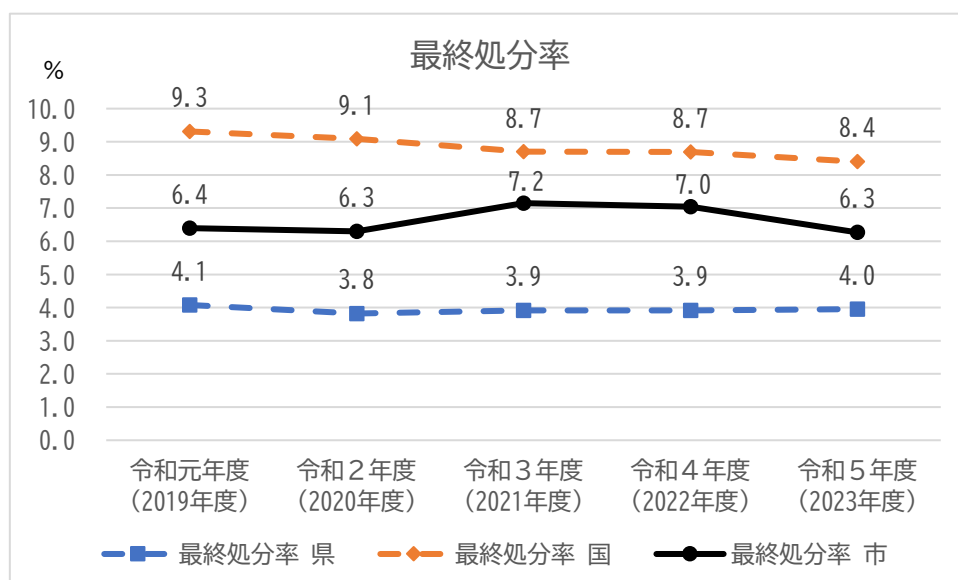
3. 国、県との比較

本市の1人1日あたりごみ総排出量、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分率を国及び埼玉県の数値と比較しました。

比較に当たっては、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」結果を用いています。

※市で取りまとめている数値とは算出方法が異なります。





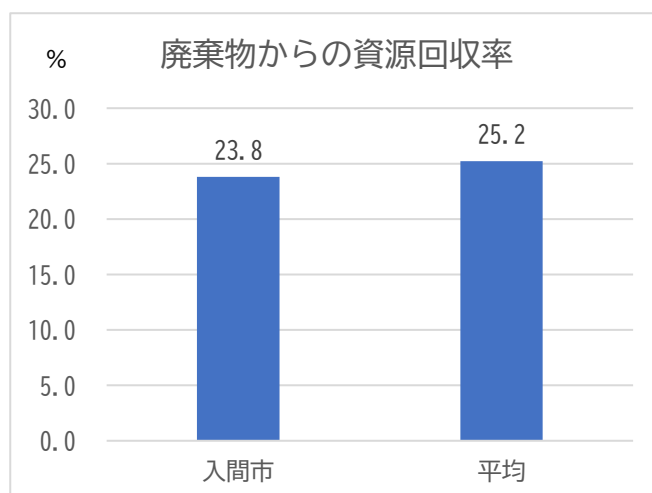
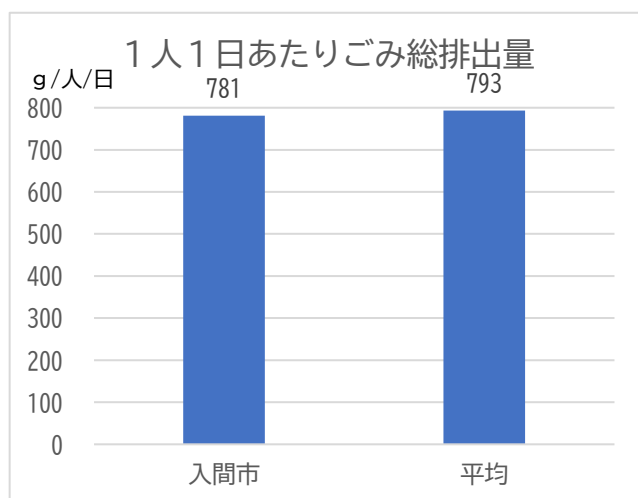
4. 類似自治体との比較

埼玉県内において人口規模 10 万人から 20 万人の 12 市を対象に、ごみの排出、中間処理及び最終処分量の状況について比較し、本市のごみ処理行政の特徴を整理します。

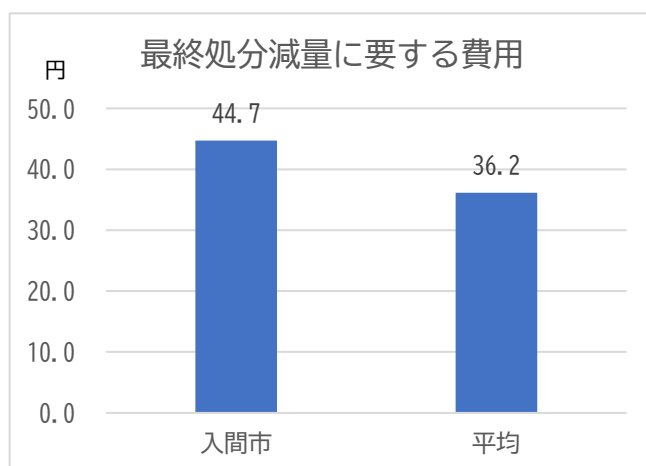
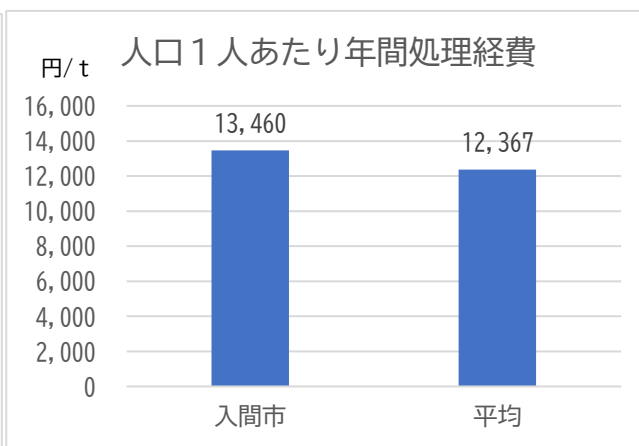
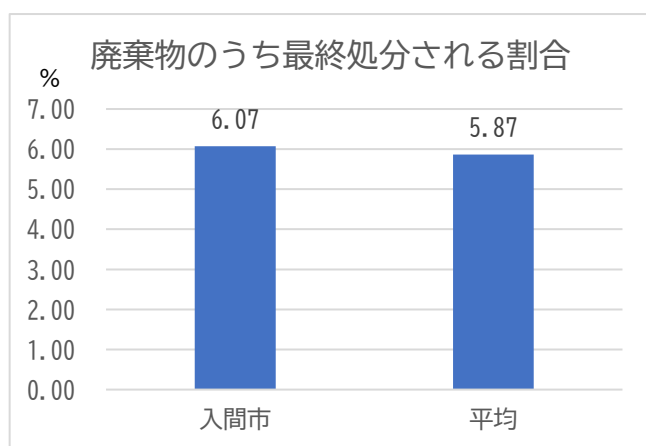
なお、最終処分される割合については、埋立の最終処分場を有する3市(入間市、加須市、三郷市)を対象に指標値を算出しています。

こうした情報を基に、本市と類似自治体とを比較すると、本市は次のような特徴を持っています。

- 廃棄物の内、最終処分される割合の指標値がやや高くなっています。
- 廃棄物からの資源回収量率は、他市と比較してやや低くなっています。
- 人口1人あたりのごみ総排出量が平均より低い一方、人口1人あたりの年間処理経費、最終処理に要する経費がやや高くなっています。



令和5年度実績



令和5年度実績

5. 中間評価と課題

5-1 ごみ排出量

家庭系及び事業系ごみ排出量は、令和6年度の実績や過年度からの傾向を踏まえると、令和7年度目標を達成する見込みです。

引き続きごみ減量、資源化に向けた施策を展開し、一層の減量に努めることとします。

5-2 資源化率

資源化率については、令和6(2024)年度実績で目標(27.4%)に達しておらず、過年度からの動向をみても横ばい状態です。資源化率の向上のためには、国や県の動向を注視するとともに、ごみ総排出量を減らし、資源化物の量※を増やすことが重要です。

ごみ総排出量を減らすには、破碎処理後埋立処分している小型家電等の資源化に加え、雑がみや剪定枝のさらなる資源化を検討する必要があります。

なお、本計画での資源化率は、市で収集・処理している資源物を対象にしているため、例えば、スーパーマーケット店頭回収などのように民間事業者による資源物回収に出されることによって資源化率が低くなることも影響していると考えられます。

※資源化物の量：市の直接資源化量＋集団資源回収量＋中間処理後再生利用量

5-3 中間処理

総合クリーンセンターは、平成 8(1996)年 3 月に供用開始してから 29 年が経過しています。設置時の機能を維持するために、定期点検、定期修繕等の整備を行っていますが、稼働年数が長くなるにつれて老朽化が進んでいます。これまで定期修繕とは別に基幹系の改修工事や長寿命化工事を進めてきました。

今後も当面機能を維持する必要があることから、中長期的な視点で長寿命化計画を策定し、安定したごみ処理を実現します。

また、宮寺清掃センターについては、平成 11(1999)年 4 月の休止から 25 年以上が経過し、構造物の劣化が進んでいるため、解体撤去や跡地活用について検討が必要です。

5-4 最終処分

焼却灰のセメント原料化による再利用を増やしたことによって最終処分量が減り、目標に向けて削減が図れています。最終処分場については、令和 10 年度までは埋立を行う計画ですが、将来、新たな処分場の立地は想定していないことから、焼却量をできるだけ減量することで埋立量を減らしていく必要があります。

また、最終処分場の閉鎖に向けた調査や計画の策定を進める必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

1-1 基本方針

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらしました。

その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせてきました。

このような状況から抜け出すためには、生産から流通、消費(使用)、廃棄といった全ての過程において、物質やエネルギーを効率的に利用して天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築することが求められています。

このことから、積極的に「リデュース」(発生抑制)や、「リユース」(再使用)に取り組み、ごみの発生量を抑制するとともに、発生してしまうごみは「リサイクル」(再資源化)して、焼却、埋立を減らし、安全かつ適正に処理していくことが必要です。

世界的な流れをみると、環境分野に限らず、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた活動が積極的に進められています。

令和2(2020)年1月には、令和12(2030)年のSDGs達成のための行動計画「行動の10年(Decade of Action)」がスタートしました。

ごみを減らしていくことは、人間、地球環境にやさしい持続可能な社会の実現につながる第一歩になります。

そこで、本市では下記の基本理念の下で、市民や事業者、行政が様々な場面を利用してごみの減量に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

ごみを減らして、持続可能な社会の実現

2. 基本施策

(1) ごみの排出抑制

ア 家庭系での取組

ごみの減量は、日常的な市民生活の中で展開されるものであり、ライフスタイルの見直しを行っていくなど、市民一人一人が問題意識を持つことや循環型社会を目指す意識を育んでいくことが大切です。

また、具体的なごみ減量行動及びリサイクルの推進を促すため、リサイクルプラザに登録しているボランティアスタッフを中心に、地域や民間との連携を図り、そこから情報発信できる体制の整備、支援施策などの充実を図ります。

さらに、ごみの収集回数の見直しや有料化についても検討を進めます。

イ 事業系での取組

事業系ごみの減量化に向けては、事業系ごみ処理手数料改定の検討や、多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画の提出要請を行います。

食品廃棄物の削減の取り組みとして、埼玉県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」や「事業系ごみ削減キャンペーン」と連携して、生ごみの減量や適正排出の指導を進めていきます。

ウ 環境美化・不法投棄対策

ごみの不法投棄は犯罪です。不法投棄を未然に防止するためには、市民の協力が大切です。

総合クリーンセンターでは、市民の皆様のご協力をいただきながら、各種取り組みを強化して不法投棄ゼロを目指します。

(2) ごみの処理・処分

ア 中間処理施設

現在稼働している中間処理施設(焼却処理施設、破碎処理施設、リサイクルプラザ)は、稼働後29年が経過しています。

引き続き、施設から排出されるガスなどの分析結果を公表するとともに、精密機能検査や定期修繕等を計画的に実施し、適正な管理を継続していきます。

また、新たなごみ処理施設の整備についても本計画期間内に着手し、宮寺清掃センターの循環型施設としての活用についても推進していきます。

イ 最終処分場

現在稼働している最終処分場については、残余量を適切に把握し、施設の適正な管理を継続していきます。

また、最終処分場については、近い将来、計画した処分量に達する見込みであるため、閉鎖に向けた土地利用計画や、閉鎖後の処分計画を策定します。

(3) 災害対策

ア 災害対策

別途策定されている災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理が円滑に実施できるよう、必要な対策を講じます。

(4) 課題研究

ア ごみ関連施策に関する課題研究

ごみに関する課題は、社会環境の変化に伴い、刻々と変化しています。

行政としては、課題や原因を把握するとともに、先行事例を研究して、課題解決に向けた施策を展開します。

新たな施策については、中間見直しの際に計画に反映します。

3. 数値目標

3-1 国及び埼玉県の詳細計画

上位計画である国及び埼玉県の計画に示された目標値等を示します。

国及び埼玉県の数値目標

項目	国の設定した目標値		埼玉県の設定した目標値	
計画等	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	第10次埼玉県廃棄物処理基本計画
策定年月日	令和7(2025)年2月	令和6(2024)年8月	令和5(2023)年6月	令和8(2026)年3月予定
根拠法	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
排出量に係る目標値	目標年次: 令和12(2030)年度 〈一般廃棄物〉 排出量を令和4(2022)年度に対し約9%削減する。 家庭系ごみ排出量を約478g/人/日とする。			目標年次: 令和12(2030)年度 ごみ排出量を2,056千tに削減する。
焼却量に係る目標値		目標年次: 令和12(2030)年度 1人1日あたりごみ焼却量を約580gとする。		目標年次: 令和12(2030)年度 1人1日あたりごみ焼却量を565gに削減する。
再生利用に係る目標値	目標年次: 令和12(2030)年度 〈一般廃棄物〉 出口側の循環利用率 ^{※1} を令和4(2022)年度に対し約26%に増加させる。		目標年次: 令和9(2027)年度 ごみのリサイクル率(一般廃棄物の出口側の循環利用率 ^{※1})20%(2020年度実績)から28%にする。	
中間処理に係る目標値			目標年次: 令和9(2027)年度 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値20%(2020年度実績)から22%にする。	
最終処分に係る目標値	目標年次: 令和12(2030)年度 〈一般廃棄物〉 最終処分量を令和4(2022)年度に対し約5%削減する。		目標年次: 令和9(2027)年度 一般廃棄物 最終処分場の残余年数 2020年度の水準(22年分)を維持する。	目標年次: 令和12(2030)年度 最終処分量を79千tに削減する。

※1 一般廃棄物の出口側の循環利用率: 発生したごみのうち、どれだけ再利用(リサイクル)に回されたかを示す指標。

循環利用率が高いほど、資源の有効活用が進んでいることになる。

3-2 本市の上位計画

本計画の上位計画にあたる第三次入間市環境基本計画では、5つの基本方針と13の基本施策を設けています。そのうち、ごみ処理に関して以下のような方針、施策、目標を定めています。

策定年月日	令和7年3月			
計画の期間	令和7(2025)年度～令和12(2030)年度			
基本方針	基本方針2 循環型社会の推進			
目 的	目的1 3R+Renewable の徹底による循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行推進 目的2 ごみの適正処理による公衆衛生の向上			
評価指標と目標	具体的施策	成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	3R+Renewable の推進	家庭ごみ排出量(市民 1人あたりの1日の排 出量)	483g/人/日	455g/人/日
		事業ごみ排出量(年間 処理量)	7,733t/年	7,409t/年
		市で回収したリユース 品としての活用量	28.22t/年	35t
		資源の拠点回収を行 っている店舗等の登 録拠点数	新規	25 件
		ごみ資源化率	23.1%	27.4%
	循環経済(サーキュラーエ コノミー)への移行の推進	家庭系廃食油回収・ リサイクル事業による 回収量	1,302kg/年	3,000kg/年
	ごみの適正処理の推進	不法投棄物撤去重量	61.5t	55t

3-3 本計画の数値目標

取り組みを考慮した排出量の予測及び国、埼玉県の取り組み目標を考慮して数値目標を設定します。

○家庭系ごみ（資源を除く）

【計画策定時】

- ・本市の第4次ごみ減量・資源化に関する行動計画（平成 29(2017)年度～令和 2(2020)年度）では、「目指そう!!ひとり1日100gのごみ減量」を掲げています。
- ・国の第四次循環型社会形成推進基本計画による目標は、資源化量を含まない1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を約 440g/人/日としています。
- ・本市の令和元(2019)年度の資源化量を含まない1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、544g/人/日となっています。
- ・これらにより、国と同じ 440g/人/日を目標として設定します。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・家庭系ごみについては、令和7年度の時点で目標値(495g/人/日)を達成する見込みです。
- ・国の廃棄物処理法に基づく基本方針には、令和12年度における資源化量を含まない1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を約 478g/人/日としています。
- ・本市の計画における令和 12 年度の目標値は 455g/人/日となっていますので、目標値の変更は行いません。

【国・埼玉県が指標として掲げる「1人1日あたりごみ焼却量」について】

- ・国の廃棄物処理法の基本方針（令和7年2月）や第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）においては、1人1日あたりのごみ焼却量を 580g/人/日としています。
- ・埼玉県の第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画においても、同様に1人1日あたりのごみ焼却量を 565g/人/日と設定する予定です。
- ・本市においても焼却量は把握していますが、当該指標は市民にとって身近な数値ではないため、令和7年度の改定時には当該指標の設定は行いません。
- ・ただし、国・県等の動向や市の1人1日あたりのごみ焼却量については引き続き注視し、指標設

定の必要性などについては、令和12年度の改定時にあらためて検討します。

(参考)本市の1人1日あたりのごみ焼却量:580g/人/日(令和6年度)

※ごみ焼却量には、家庭系可燃ごみの他に、粗大ごみを破砕した後の可燃性残渣と、事業系の可燃ごみが加わります。

○事業系ごみ

【計画策定時】

- ・事業系ごみの排出量は前計画で定めた目標値を10%程度上回っており、前計画のスタート時からほとんど減量が進んでいません。そこで、取り組みを考慮した排出量予測で示した事業系のごみ排出量を目標として設定します。
- ・この予測値は、事業系ごみに含まれている紙ごみの可燃ごみへの混入防止と不正搬入の指導強化によるごみ減量を見込んだものです。
- ・次回の見直し時点で、十分な減量が進んでいない場合は、取り組みの強化や新たな取り組みの実施を検討していきます。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・事業系ごみについては、令和7年度の目標値(8,033t/年)を達成する見込みです。ただし、5年後の目標である令和12年度の目標(7,409t/年)には達していないため、目標値の変更は行いません。

ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

区分	計画策定時 令和元(2019)年度	計画目標
家庭系ごみ	544g/人/日	令和7(2025)年度 495g/人/日 令和12(2030)年度 455g/人/日 令和17(2035)年度 440g/人/日
事業系ごみ	8,619t/年	令和7(2025)年度 8,033t/年 令和12(2030)年度 7,409t/年 令和17(2035)年度 6,746t/年

注)事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されない。

○資源化率

【計画策定時】

- ・資源化率については、市の収集以外(スーパーマーケット等での資源回収・製造者等のベンダー回収、地域団体の廃品回収など)への排出も増加しており、近年、市の収集分の資源化率は低下しています。
- ・家庭系可燃ごみに混入している紙類や容器包装廃棄物の分別を強化することにより資源化量は増加し、施策効果を考慮した予測によると、令和 17(2035)年度の資源化率の予測値は27.4%となります。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・資源化率については、計画策定時から横ばい状態です。
- ・このため、目標設定の変更は行いません。

資源化率の目標値

区分	計画策定時	事業系ごみ
	令和元(2019)年度	令和 17(2035)年度
資源化率	23.7%	27.4%

○最終処分量

【計画策定時】

- ・最終処分量については、前計画の目標をほぼ達成できています。
- ・埼玉県内の自治体と比較すると、最終処分している割合は大きいものの、最終処分に要する費用は平均的な値となっています。
- ・施策効果を考慮した予測によれば、令和 17(2035)年度の最終処分量の予測値は、2,205t/年と設定し、この予測値を上回ることがないように、発生抑制に取り組んでいきます。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・最終処分量については、目標に向けて減少傾向にあります。
- ・現時点では、目標を達成していないため、目標設定の変更は行いません。

最終処分量の目標値

区分	計画策定時	事業系ごみ
	令和元(2019)年度	令和 17(2035)年度
最終処分量 ※1	2,826t/年	2,205t/年

※1 最終処分量：資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の灰、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び埼玉県最終処分場への埋立処分量です。

4. 個別施策と目標設定

基本施策に示した「ごみの排出抑制」、「ごみの処理処分」、「災害対策」の3点を実現するため、より具体化した取り組み内容を「個別施策」として示します。また、各施策に係る目標を示します。

4-1 施策の体系

(1) ごみの排出抑制

①家庭系での取組

家庭系ごみについては、次に掲げるアからウの取り組みにより排出を抑制します。

計画策定時(令和元年度)の活動結果		今後の活動目標
◆1人1日あたり家庭系ごみ排出量 544g/人/日(※資源除く)		◆1人1日あたり家庭系ごみ排出量 令和12年度 455g/人/日 令和 17 年度 440g/人/日 (※資源除く)

ア 意識の向上

家庭でのごみの排出抑制に向けては、本市の将来を担う子供たちを含め、広く市民にごみ減量の必要性を理解していただくことが重要です。

このため、学校教育との連携、市の広報誌や市公式ホームページ等を利用したごみ行政のPRの充実を図るとともに、行政のみではなくNPO等の民間団体とも連携しながら、ごみに関する意識の向上を図ります。

取組	取組目標
・広報誌や市公式ホームページ等 を利用したPRの充実	・食品ロス問題や廃棄プラスチック問題などテーマを絞って情 報発しをしていきます。
・ごみ減量・資源化イベントの開催	・ごみ減量・資源化に関する講演会を開催します。 ・市民の方々へのPRの場として、フリーマーケットなどのイベン トを積極的に開催し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行いま す。
・学校との連携	社会体験チャレンジ 施設見学 出前講座 令和12年度 5校 令和17年度 7校 16校/年 1回以上/年
・民間団体との連携の促進	・民間事業者と連携し、リユースに係る啓発活動を推進すると ともに、食品ロス関係、リサイクル関係の市民団体と連携し て、ごみ減量・資源化を進めます。

イ ごみ排出抑制行動の取組

ごみ減量に向けた行動を理解いただくため、リサイクルプラザでの活動に参加を促し、生ごみ処理機に対する補助制度の説明や水切り指導、ごみを出さない生活スタイルへの転換など、実例をあげて紹介します。また、ごみの収集回数の見直しやごみ袋の有料化についても、研究・検討を進めていきます。

取組	取組目標						
・リサイクルプラザの活用	・循環型社会の構築に向け、リサイクルプラザを情報発信の拠点として、市民ボランティアを中心に各種事業を展開します。 <table border="1"> <tr> <th>実施事項</th><th>取組目標</th></tr> <tr> <td>リサイクルの日開催</td><td>10 回/年</td></tr> <tr> <td>各種教室への参加</td><td>3,000 人/年</td></tr> </table> ・リサイクルプラザの運営に民間活力を活用することを検討し、利用者の増加及び、リユース・リサイクルへの意識啓発を図ります。	実施事項	取組目標	リサイクルの日開催	10 回/年	各種教室への参加	3,000 人/年
実施事項	取組目標						
リサイクルの日開催	10 回/年						
各種教室への参加	3,000 人/年						
・家庭系ごみの削減対策の推進	・買い物におけるマイバッグの利用や、ごみを出さない生活スタイルを推進します。 ◆ごみを出さない生活スタイルを推進 ◆マイボトル等の持参の呼びかけの推進 ◆不要なものはもらわない取り組みの啓発 ◆ごみを出さない買い物の啓発(食品ロス削減計画に記載※)						
・ごみ袋の有料化の検討	・ごみの減量化に向けて、ごみ袋の有料化について検討していきます。各自治体での導入状況や減量効果の確認、本市で実施する場合の制度設計(対象、料金体系、料金徴収方法、手数料の減免等)の検討などを行っていきます。						
・ごみ収集回数の見直し検討	・ごみの減量化、持続可能なごみ処理体制を構築するため、収集回数を見直しを検討します。						

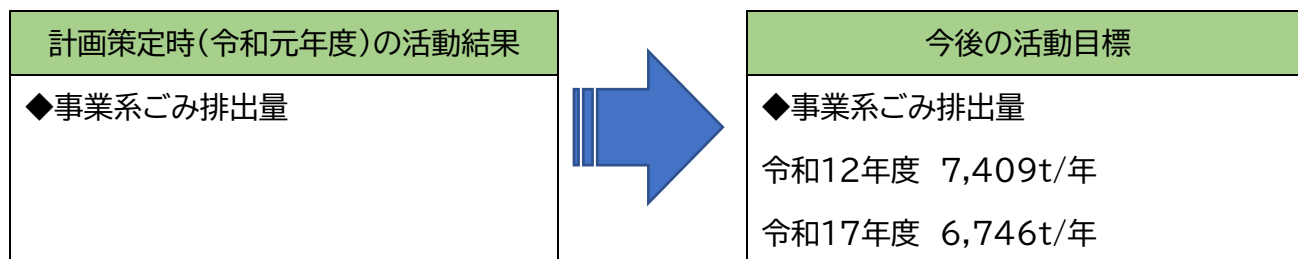
ウ リサイクルの推進

リサイクルを進めることにより、ごみの資源化につながります。そのためには、リサイクル社会が定着するように再生品の利用を促進することが求められています。日常のごみ出しの場面においては、ごみの分別を適切に行うことが重要です。また、地域活動の一環として集団資源回収を活性化していくこともリサイクルの推進に役立ちます。

取組	取組目標
・再生紙使用製品の利用促進	・広報誌やごみ減量・資源化イベントの中で、再生紙の利用の推進をアピールします。
・ごみ分別アプリの活用	・ごみ分別アプリを活用し、分別方法や各種イベント情報の配信を行い、ごみの適正な分別、資源化等を促進します。 ◆分別アプリダウンロード数(累計) 令和12年度 45,000 件 令和17年度 50,000 件
・資源再利用奨励補助の推進	・古紙類、古布類(繊維)等の資源化を推進するため、資源回収登録団体に対して奨励補助を行い、資源再利用の推進を図ります。 ◆登録団体数 200 団体 ◆資源回収量 3,000t/年
・ごみの資源化の推進	・ごみ分別による資源化を推進します。 ◆プラスチック類やペットボトルなどの資源化を推進 ◆混合カレットの資源化を推進 ◆小型家電リサイクル拠点回収(回収ボックス)の設置による資源化を推進 ◆小型家電やリチウムイオン電池の資源化を推進 ◆雑がみリサイクル事業を推進 ◆ごみ焼却灰の資源化の推進 1,000t/年 ◆剪定枝の資源化を推進 ◆家庭系廃食油の資源化を推進

②事業系での取組

事業系ごみの排出量の目標は、次のとおりです。この目標に向けて、意識の向上、ごみ排出抑制行動、リサイクルの推進の取り組みを進めていきます。



ア 意識の向上

事業系ごみの排出量は、近年減少傾向にありますが、依然として事業所においてごみの分別が徹底されていないことが見受けられるため、埼玉県と連携し事業系ごみ削減キャンペーンを実施するとともに、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討します。

また、搬入前の内容物検査を実施し、検査結果については適宜事業者にはフィードバックします。

今後、事業系ごみ排出量が目標を達成できない場合は、搬入検査及び指導をさらに強化していきます。

取組	取組目標
・事業者の一般廃棄物排出抑制の指導	・毎年10月に埼玉県と連携して「事業系ごみ削減キャンペーン」を実施しています。事業系ごみ削減に関する啓発活動(チラシ等の配布)や、総合クリーンセンターにおける搬入物検査などを通じ、事業系ごみの減量・資源化の指導を行っていきます。
・事業系ごみ処理手数料改定の検討	・事業系ごみ処理手数料について、前回の改定から10年が経過する令和7(2025)年度以降、事業系ごみの排出抑制状況や処理費用を踏まえ、料金改定を検討します。

イ ごみ排出抑制行動の取組

事業所でのごみの削減対策として、大量排出事業者に対し、減量計画書の提出を求め、適正な排出に向けて始動していきます。また、収集許可事業者へも排出元へ分別を徹底するよう指導していきます。

取組	取組目標
・多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出を要請	・多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画書の提出を要請し、ごみの減量・適正排出に向けての指導を行います。

ウ 食品廃棄物の削減

食品ロス削減計画により、食品廃棄物の削減を図ります。

食品ロス削減推進計画

令和6年度に実施したごみ組成調査によれば、生ごみ(厨芥類)の中には、直接廃棄 14.1%、食べ残しが 10.1%(合計 24.2%)の食品ロスが含まれています。

日本の食品ロスは世界の食糧援助量の約2倍、1人あたり毎日お茶碗1杯分といわれています。また、生ごみの7割から8割は水分であり、焼却には化石燃料など多くのエネルギーが必要となります。

こうした状況を踏まえ、本市では、家庭でできる生ごみ減量として、使い切り・食べきり・水切りによる減量や、堆肥化による減量を意識啓発とともに推進し、生ごみ処理機の普及を図ります。

市民の食品ロス削減については、食品ロス削減の重要性について市民の理解と関心を増進するため、食品を販売している店舗の協力の下「てまえどり」※¹ポップを掲載するとともに、地域での説明会や教育や学習の場を提供していきます。また、食べきり・持ち帰りによる食べ残しをなくす意識啓発や、食品を買い置きして食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知等、食育に関する取り組みと連携しながら、食品ロス削減を推進していきます。

事業者の食品ロス削減については、30・10(さんまる・いちまる)運動※²の啓発や、消費・賞味期限前の販売促進や、消費者のニーズに合わせた小分け商品や小盛メニューの提供などを促進します。

取組	取組目標
・家庭でできる生ごみ減量の推進	◆生ごみの水切り、堆肥化の推進 ◆生ごみ処理機の購入に対する補助金の交付
・市民の食品ロス削減	◆食品ロス削減に関する教育や学習の場の提供 ◆食品ロス削減月間や外出時の食べきり・持ち帰り等の推進 ◆「ローリングストック法」の周知 ◆賞味期限・消費期限が近いものを選ぶ「てまえどり」の実施
・事業者の食品ロス削減	◆「彩の国エコぐるめ事業」登録店舗の増加 ◆30・10(さんまる・いちまる)運動の啓発 ◆消費・賞味期限前の販売促進 ◆消費者のニーズに合わせた小分け商品や小盛メニューの提供などの促進 ◆「てまえどり」ポップ掲載による消費者の食品ロス削減を促進 
・生ごみ処理機の購入費補助による普及拡大	・生ごみ処理機の購入者に対して購入費の一部を補助することで、生ごみの家庭内処理を促進し、また、段ボール堆肥化など、様々な方法を紹介し、生ごみの減量及び資源化を図ります。 ◆生ごみ処理機購入費補助件数 30 基/年(食品ロス削減計画に記載※)

・埼玉県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を啓発	・埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みとして、「彩の国エコぐるめ事業」を実施しています。市はこの取り組みに賛同し、「入間市食品衛生協会」及び「入間市飲料業組合」と協働で「彩の国エコぐるめ事業」への登録店舗数を増やし、市民へ食品ロス関係の啓発を行います。(目標:登録店舗数 60 店舗)
--------------------------------	--

※1 商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

※2 30・10 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間は「席を立たずに料理を楽しみましょう」、お開き 10 分前になったら、「自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

③ 環境美化・不法投棄対策

ア 環境美化・不法投棄の防止

不法投棄されたごみは、その処理に多くの費用がかかり、他人の財産や権利、健康な生活を侵害し、魅力的な景観を損なうばかりではなく、悪臭、土壌・地下水・河川の汚染など環境に悪影響を及ぼします。市では、不法投棄監視パトロールを行うほか、郵便局と協定を結び不法投棄監視の協力をお願いしたり、警察と連携し不法投棄されたごみの中から犯人の特定につながるものを探ったり、巡回を依頼したりするなどの取り組みを行っています。

また、令和7年度から入間市公式ラインにごみの不法投棄を通報するシステムを搭載したため、位置情報や写真を添付して通報することにより、早急な対処ができるようになりました。

こうした取り組みにより、不法投棄ゼロに向けて努力していきます。

取組	取組目標
・不法投棄監視パトロールの実施強化	・市では不法投棄を抑止するため、不法投棄監視パトロールを強化していきます。
・郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施	・市だけではなく郵便局と協定を結んで不法投棄の監視に協力してもらいます。 ・警察と連携して犯人特定や巡視に協力してもらいます。
・市民清掃デーによる環境美化活動、不法投棄防止に向けた啓発の実施	・各自治会において市民清掃デーを開催し、街中の環境美化活動に努めます。市は、この活動を支援し、不法投棄防止の啓発も実施していきます。
・外国人対策の強化	・外国人の方に本市のごみ分別ルールを理解いただくため、多言語による「ごみ分別表」を配布して周知を図ります。また、周知には、雇用している企業や住居を管理する不動産事業者の方にも協力を依頼します。

(2) ごみの処理・処分

① 中間処理施設

ア 中間処理施設の適正管理

現行施設は稼働から約 29 年が経過し、設備機器の多くが既に耐用年数を迎えています。この施設を良好な状態で稼働させるため、平成 22(2010)年度に総合クリーンセンター延命化計画を策定し、平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度まで延命化事業を実施してきました。また、ごみ焼却施設から発生する排気ガスの分析結果等を公表するとともに、設備機器の精密機能検査、定期修繕等を継続して実施し、適切な管理を継続的に実施していきます。

取組	取組目標
・ごみ焼却施設からの排気ガスの分析結果の公表	・排気ガスの分析を1年間に1回実施し、その結果については市公式ホームページに公開していきます。
・設備機器の精密機能検査、定期修繕等の実施	・施設を良好な状態で保つため、精密機能検査、定期修繕等を計画的に実施していきます。

イ 新たなごみ処理施設整備に関する調査研究

新たなごみ処理施設の整備に向け、調査研究を実施します。

取組	取組目標
・新たなごみ処理施設整備に向けての調査研究	・ごみ排出量の変化や最新のごみ処理施設の機能など新施設の整備に向けての調査研究を行います。 ・整備には膨大な費用がかかるため、公共施設マネジメントにおける財政計画を踏まえると当面は既存施設の長寿命化を前提とし、再整備に向けては運用面を含めて、民間活力の活用、近隣自治体との広域連携の可能性についても研究していきます。

ウ 宮寺清掃センターの循環型施設としての活用

宮寺清掃センターは、現在、ペットボトルの圧縮・梱包、カレット・廃乾電池・古布の選別などの業務を行っています。今後、施設の解体・撤去の方法や循環型施設としての活用などについて検討していきます。

取組	取組目標
・宮寺清掃センターの循環型施設としての活用	・施設の経年劣化を踏まえ、安全な解体・撤去の方法や、解体・撤去後は循環型施設としての土地利用について検討します。

② 最終処分場

ア 最終処分場の適正管理

最終処分場に残余量を適時把握し、埋立可能年数を算定します。また、付帯施設の適正な維持管理を行います。

取組	取組目標
・最終処分場の残余量の把握と適正な管理の実施	・最終処分場の残余量の的確な把握と水処理施設を含めた施設の適正な管理を実施します。

イ 最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法の検討

最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法を検討し、計画を策定します。

取組	取組目標
・最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法の検討	・最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法を検討し、計画を策定します。

(3) 災害対策

①災害対策

ア 災害廃棄物対策の推進

別途策定している災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理が円滑に実施できるよう対応していきます。

取組	取組目標
・教育訓練の実施	・災害時の収集・処理を可能とするような適切な教育訓練を実施します。
・情報の更新	・組織体制や備蓄物、協定等に関する情報を適宜更新します。
・災害時における廃棄物収集運搬体制の確立	・災害時、ごみやし尿の収集など応急的対策を的確かつ迅速に実施できる体制を確立します。
・災害廃棄物の一時保管場所(仮置)	・災害時、がれき類などの災害廃棄物の一時保管場所を確保

き場)の確保	することで、市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現します。
・埼玉県、近隣自治体及び各種関係団体との連携	・埼玉県をはじめ、近隣自治体及び各種関係団体等と広域的な連携体制を構築します。

(4) 研究課題

次に掲げる研究課題については、予算等を含め研究していきます。

① ごみ関連施策に関する課題研究

ア 効果的な情報伝達方法の調査・研究

人が集まる各種イベント会場でのごみに関する情報発信のみではなく、SNSの活用や市職員が市民のもとへ出向いて情報提供を行う方法など、効果的な情報伝達の方法について調査・研究を進めます。

具体的には、他の自治体で実施している事例などを参考にして本市の実情にあった方法を採用することとします。

イ ごみ組成調査を活用した減量施策の研究

ごみの減量及び資源化を進めていくためには、ごみの排出状況(ごみの組成)を的確に把握して行くことが重要です。

家庭系ごみは居住者の特性(年齢構成、世帯人数、家屋形態など)により組成が異なります。

また、事業系ごみは業種によって排出されるごみの組成が大きく異なります。

このため、ごみの組成調査を実施し、その結果を検証し本市に適した効果的な実施方法を調査研究していきます。

ウ 高齢者のごみ出し支援等に関する調査・研究

高齢者のごみ出し支援に関しては、「入間市見守りボランティア事業」の一環として対応しています。

この事業が円滑に進展するように、先進事例を研究するとともに、事業内容の広報を行って「見守り協力員」を募集し候補人材を増やす方法を研究していきます。

エ 民間ベースの資源化状況の把握に関する調査・研究

ビン・缶・ペットボトル、食品トレイ、古紙(製品プラスチックを除く)などの資源物は、市の収集以外に、スーパー等の店舗での回収や自動販売機脇でのベンダー回収、地域団体が行う廃品回収など多様な回収方法が存在します。

このため、市の収集による資源物の量は年々減少していますが、市域全体で資源化率が低下しているかは、これらの民間事業者の回収による資源化量も含めて把握する必要があります。

その結果をみて、対応策を検討することになりますが、店頭での回収やベンダー回収については、市域外から持ち込まれていることや、民間事業者が回収量を把握できているかなど、回収量の把握には課題も多いため、先進事例を参考にして把握方法について研究していきます。

オ プラスチック資源循環戦略への対応に関する調査・研究

国は、プラスチック資源の有効利用や海洋プラスチックごみ問題等の課題へ対処し、持続可能な社会の実現に向けて「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

戦略の中には、令和 12(2030)年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユースまたはリサイクルすること、令和 17(2035)年までにすべての使用済みプラスチックをリユースまたはリサイクルする(技術的経済的な観点から難しい場合には熱回収も含め 100%有効活用する)目標を掲げています。

本市でもプラスチック資源の 100%有効利用を目指していくこととし、国が発するプラスチック資源のリユース・リサイクルに関する情報や、先進自治体の情報を収集し、本市にとって有効な方法を研究していきます。

第5章 生活排水処理計画

入間市生活排水処理基本計画は、令和9年度に計画の改定を予定しています。本計画では現行計画を掲載します。(第5章は今回のパブリックコメントの対象外です)

第1節 し尿及び浄化槽汚泥処理の現状

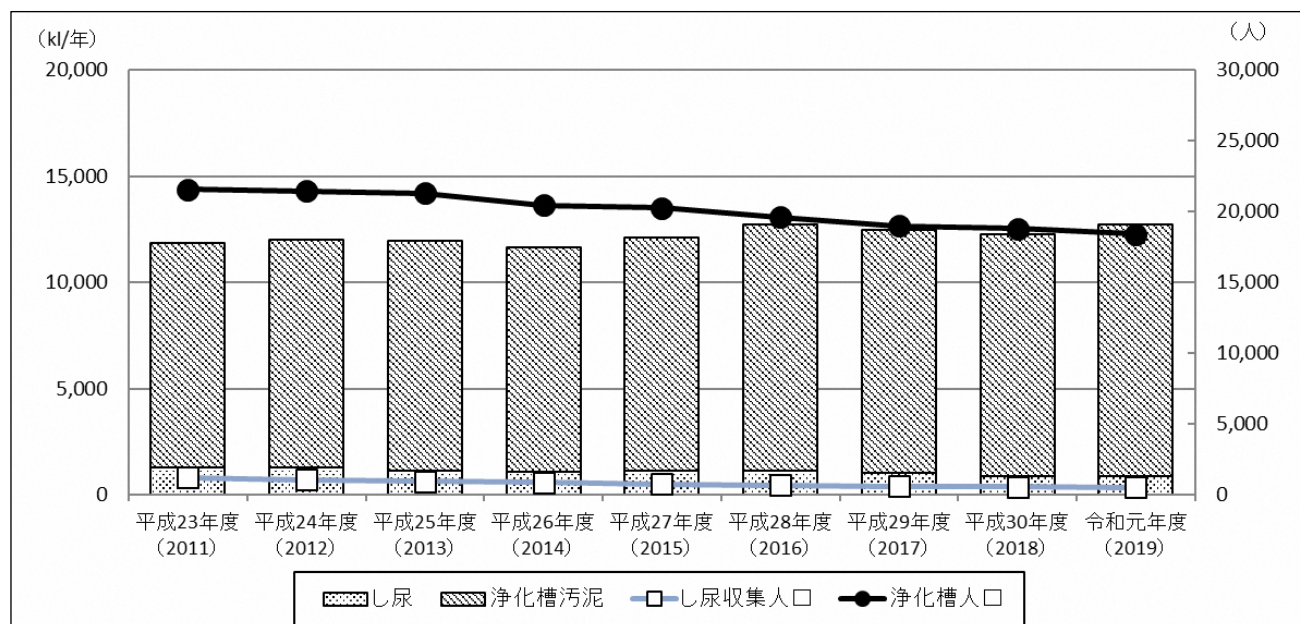
1. し尿及び浄化槽汚泥処理の実績

し尿収集人口は、平成23(2011)年度から令和元(2019)年度までの9年間に703人(▲57.2%)、浄化槽人口は3,159(▲14.6%)と、それぞれ減少していますが、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は、平成23(2011)年度から令和元(2019)年度までの9年間ほぼ横ばいで推移しています。その理由としては、合併処理浄化槽の普及や市内の商業施設等からの収集量が増加したことによるものです。

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量及びし尿収集・浄化槽人口の実績

区 分	単位	平成23年度 (2011年度)	平成23年度 (2012年度)	平成23年度 (2013年度)	平成23年度 (2014年度)	平成23年度 (2015年度)	平成23年度 (2016年度)	平成23年度 (2017年度)	平成23年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kl/年	11,847	12,023	11,981	11,661	12,101	12,722	12,477	12,292	12,730
し尿	kl/年	1,303	1,289	1,147	1,087	1,157	1,133	1,014	869	867
浄化槽汚泥	kl/年	10,545	10,734	10,834	10,574	10,944	11,589	11,463	11,423	11,863
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kl/年	32.5	32.9	32.8	32.0	32.2	34.9	34.2	33.7	34.9
し尿	kl/年	3.6	3.5	3.1	3.0	3.2	3.1	2.8	2.4	2.4
浄化槽汚泥	kl/年	28.9	29.4	29.7	29.0	30.0	31.8	31.4	31.3	32.5
し尿収集人口	人	1,229	1,074	968	897	781	706	621	587	526
浄化槽人口	人	21,597	21,475	21,322	20,463	20,269	19,604	18,997	18,807	18,438

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量及びし尿収集・浄化槽人口の推移



2. 収集・運搬体制

収集・運搬体制

区 分	体 制
し 尿	許 可
浄化槽汚泥	許 可

3. 処理施設

(1)し尿処理施設

本市は、日高市と入間西部衛生組合を設置し、し尿の中間処理に関する事務を行っています。

入間西部衛生組合が運営管理するし尿処理施設の概要を以下に示します。し尿処理量が少なくなってきたため、現状では収集したし尿、浄化槽汚泥は固液分離・希釈したうえで日高市公共下水道に放流しています。

し尿処理施設の概要

施設名称	入間西部衛生組合清掃センター	
所在地	日高市大字上鹿山 792-4	
稼働年度	昭和 56(1981)年度（平成 13・14(2001・2002)年度大規模改修） (平成 30・令和元(2018・2019)年度施設整備工事)	
し尿処理施設	処理対象	し尿、浄化槽汚泥
	処理方式	固液分解・希釈下水道放流
	脱臭処理	薬液洗浄+活性炭吸着
放流先	日高市公共下水道	

(2)下水道施設

本市の公共下水道事業は、昭和 46(1971)年に単独公共下水道として事業認可を得ましたが、同年 12 月荒川右岸流域下水道事業へ加入して流域関連公共下水道に計画変更を行い、その後数次にわたり事業認可区域を拡大してきました。

①管渠施設

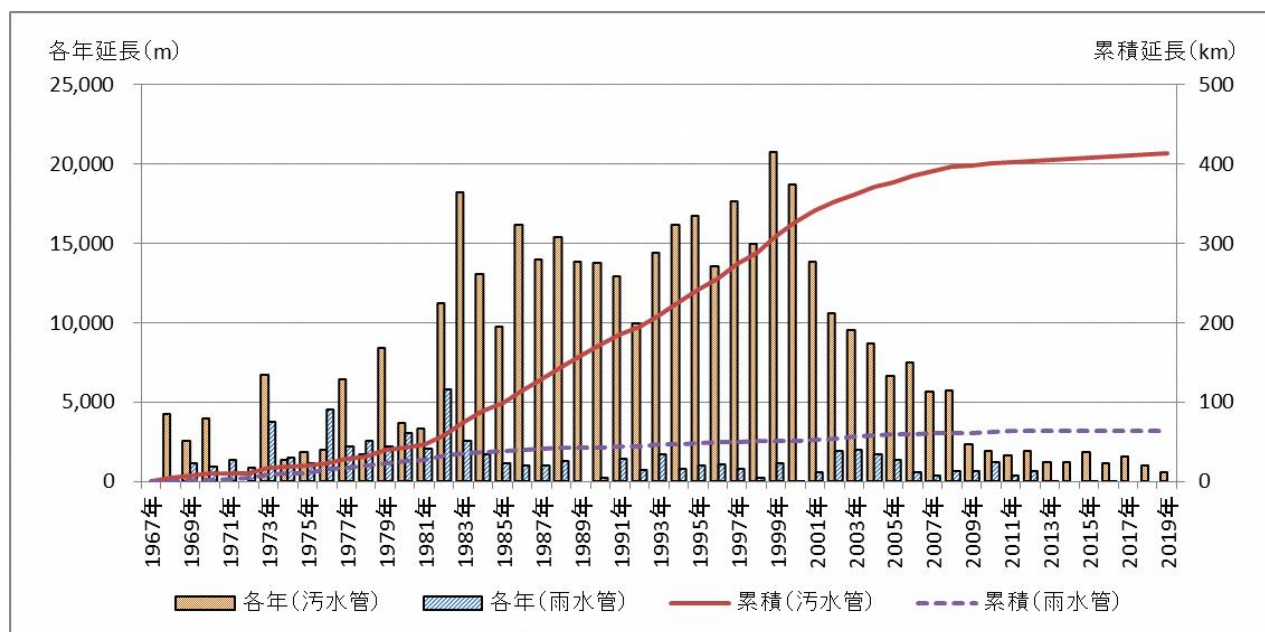
荒川右岸流域下水道の污水管渠施設の整備延長の推移を以下に示します。污水管の整備は、昭和 57(1982)年ごろより本格化し、平成 11(1999)年には年間 20,000m を超える整備が実施されましたが、その後、整備延長は徐々に減ってきています。本市の下水道普及状況は下記のとおりとなっています。

行政面積 (ha)	行政人口(人) A	処理面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%) ②/①	公共下水道 接続率(%)
4,474.0	148,297	1,571.5	131,197	88.5	97.3

※行政人口は、平成 30(2018)年 3 月末日現在の住民基本台帳人口

出典:埼玉県下水道 2019

污水管渠施設の整備延長



②終末処理場

埼玉県が運営する下水道終末処理場の概要を以下に示します。

下水道終末処理場の概要

施設名称	新河岸川水循環センター、新河岸川上流水循環センター	
所在地	和光市新倉 6-1-1	
事業着手年月	昭和 46(1971)年 12 月	
処理開始年月	昭和 56(1981)年 4 月	
全体計画	処理能力	789,900 m ³ /日 11 系列
	処理区域内人口	1,574,090 人
現況 平成 30(2018)年度末 現在	処理能力	732,100 m ³ /日 6 系列
	処理水量	1 日平均 約 54 万m ³ (平成 29(2017)年度実績) ※下水道統計による
	処理区域内人口	1,630,258 人
処理方式	凝集剤添加循環式硝化脱窒素法 + 急速ろ過法	
放流先	1 級河川 荒川	

出典:埼玉県の下水道 2019

第2節 生活排水処理の基本方針

生活排水の処理は、公衆衛生の改善の立場から始まりましたが、その後は公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を目的として、生活排水を適正に処理するための施設整備が行われています。市街化区域においては公共下水道を中心に、市街化調整区域では合併処理浄化槽による整備が進められています。このような背景から、し尿は減少するものの、浄化槽汚泥は引き続き発生します。

第3節 生活排水処理の予測

生活排水処理は、公共下水道の推進及び合併処理浄化槽の整備推進により、下水道水洗化人口及び合併処理浄化槽人口は増加しますが、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は減少すると考えられます。

生活排水処理の予測を以下に示します。

生活排水処理形態別人口の予測

区分	単位	実績	予測
		平成 29 年度 (2017)	令和12年度 (2025)
① 行政人口	人	148,592	142,118
② 生活排水処理人口	人	143,350	142,118
1)公共下水道人口	人	131,603	129,559
2)合併処理浄化槽人口	人	11,747	12,559
③ 単独処理浄化槽人口	人	4,735	0
④ 非水洗化人口	人	507	0
生活排水処理率(②÷①)	%	96.5	100.0

※令和 7(2025)年度の行政人口の予測値は、「入間市人口ビジョン 2015」に基づいています。

第4節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は以下のとおりです。

生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

第5節 生活排水処理基本計画

1. 計画の目標

(1)処理の目標

本市から発生する全ての生活排水を段階的に処理施設で処理することを目標とします。また、

公共下水道事業の進捗状況及び地域の状況を考慮し、最も適正な処理方法を採用します。

(2)生活排水を処理する区域

本市の生活排水を処理していく区域は、公共下水道で処理する区域と、合併処理浄化槽で処理する区域とします。

公共下水道で処理する区域は、公共下水道基本計画の通りとします。

合併処理浄化槽で処理する区域は、公共下水道基本計画区域で当面整備されない区域とします。

(3)施設整備計画

公共下水道の整備については、市街化区域を優先的に推進します。

当面公共下水道が整備されない区域については、合併処理浄化槽の整備を支援します。

2. 処理計画

(1)収集・運搬計画

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理することはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるための計画的な収集を行います。

(2)中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、入間西部衛生組合(構成市:入間市、日高市)が所管するし尿処理施設において適正処理に努めます。

(3)最終処分計画

水処理過程から発生するし渣・汚泥は、脱水後、民間施設で再利用しており、今後も適正に処分していきます。

(4)将来計画

人口動向等社会情勢の変化に合わせて、次世代の計画を今後検討する必要があります。

第6章 計画の進行管理と推進体制

本計画の基本方針である「ごみを減らして、持続可能な社会の実現」を目指すためには、計画の進行管理が重要です。このため、実現に向けた数値目標や各施策に個別目標を設定して進捗状況の把握・評価を行います。

また、適正な進行管理を行うため、市として評価するとともに、廃棄物減量等推進審議会をはじめ、市民や事業者、民間団体からの意見や提言を受け、評価を行います。

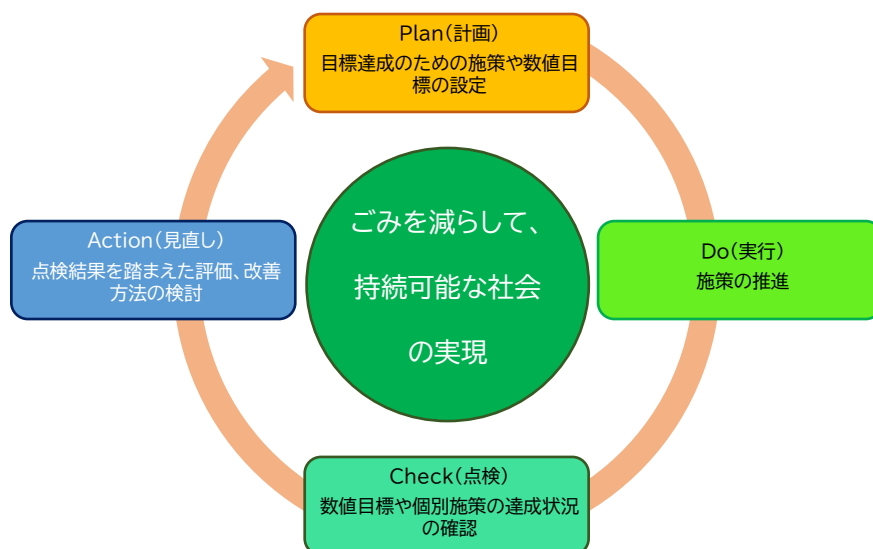
1. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの仕組みを用いて数値目標や個別施策の目標を用いて進捗状況の把握・評価を行います。

なお、市民、事業者、行政の協働によるごみの減量や環境負荷の軽減を推進するためには、ごみ減量に向けた取り組みや、ごみ処理に関する現状などの情報を共有する必要があります。

このため、市公式ホームページや冊子(ごみについて考える)などを活用して、ごみ処理の現状、数値目標や個別施策の進捗状況に関する情報を分かりやすく発信することとします。

また、PDCA サイクルによる計画の進行管理については、計画期間(15年間)における5年ごとの中期的な達成状況の確認・評価に加え、単年間ごとの短期的な進捗確認を行い、5年ごとに計画の見直し(時点修正)を行うこととします。



サイクル	主な評価項目	見直しの内容
短期サイクル(単年)	個別施策	個別施策の進捗状況を確認し、次年度に向けて実務の見直しを行います。
中期サイクル(5年)	個別施策	個別施策の達成状況を確認・評価し、本計画の見直しを行います。

2. 個別施策の目標を利用した進行管理

2-1 現状や取組状況の確認・評価

ごみ処理の現状や市、市民、事業者の取組状況について、数値目標を定め個別施策の進捗状況や達成状況について、確認評価します。

取組状況を集約・整理した上で、廃棄物減量等推進審議会をはじめ、市民、事業者、民間団体等から意見・提言を受けます。

2-2 年次報告書の作成

ごみ処理の現状や市、市民、事業者の取組状況を年次報告書(ごみ減量・資源化に関する行動計画報告書、ごみ減量推進事業報告書等)として作成します。

年次報告書は分かりやすいものとし、市民や事業者の環境に対する理解を深め、自発的な行動を促すために役立つものとなるよう工夫します。

3. 計画の推進体制

3-1 入間市廃棄物等減量審議会の役割

入間市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量、適正な処理に関する基本的事項について調査・審議を行い、意見・提言を行います。

資料1

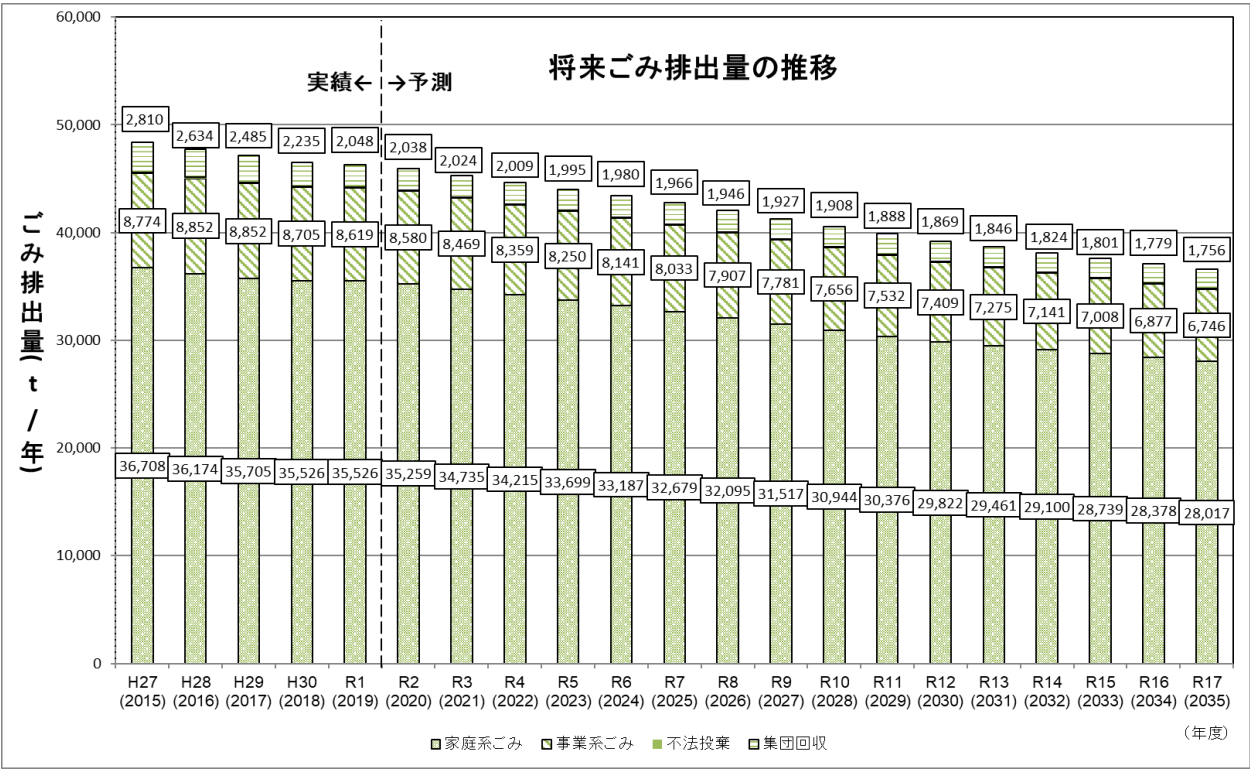
ごみ排出量の推計（入間市一般廃棄物処理基本計画・令和3年3月版より抜粋）

令和3年3月に策定した入間市一般廃棄物処理基本計画では、計画期間である令和17(3035)年度までのごみ排出量を推計しました。本計画の目標値や施策を定める上での裏付けになる資料であることから、あらためて掲載します。

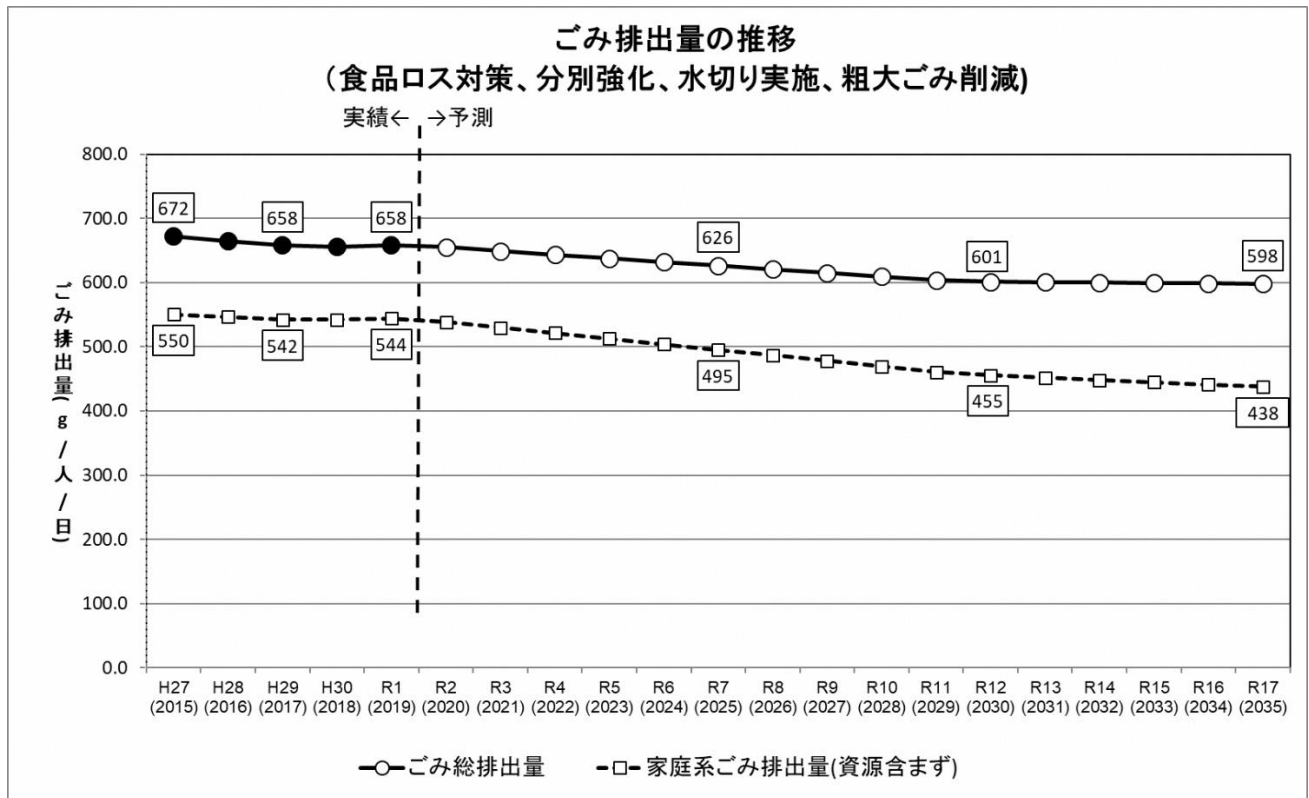
将来ごみ排出量の推移（施策効果を考慮した予測）

項目		計画策定時 令和元(2019)年度	計画目標年度 令和 17(2035)年度
家庭系ごみ1人1日排出量	資源含む	658g/人/日	598g/人/日
	資源含まない	544g/人/日	438g/人/日
家庭系ごみ排出量		35,526t/年	27,698t/年
事業系ごみ排出量		8,619t/年	6,746t/年
不法投棄ごみ量		77t/年	66t/年
集団資源回収量		2,048t/年	1,756t/年
ごみ総排出量		46,270t/年	36,266t/年
資源化量		10,952t/年	9,938t/年
資源化率		23.7%	27.4%
最終処分量		2,826t/年	2,205t/年
最終処分率		6.4%	6.4%

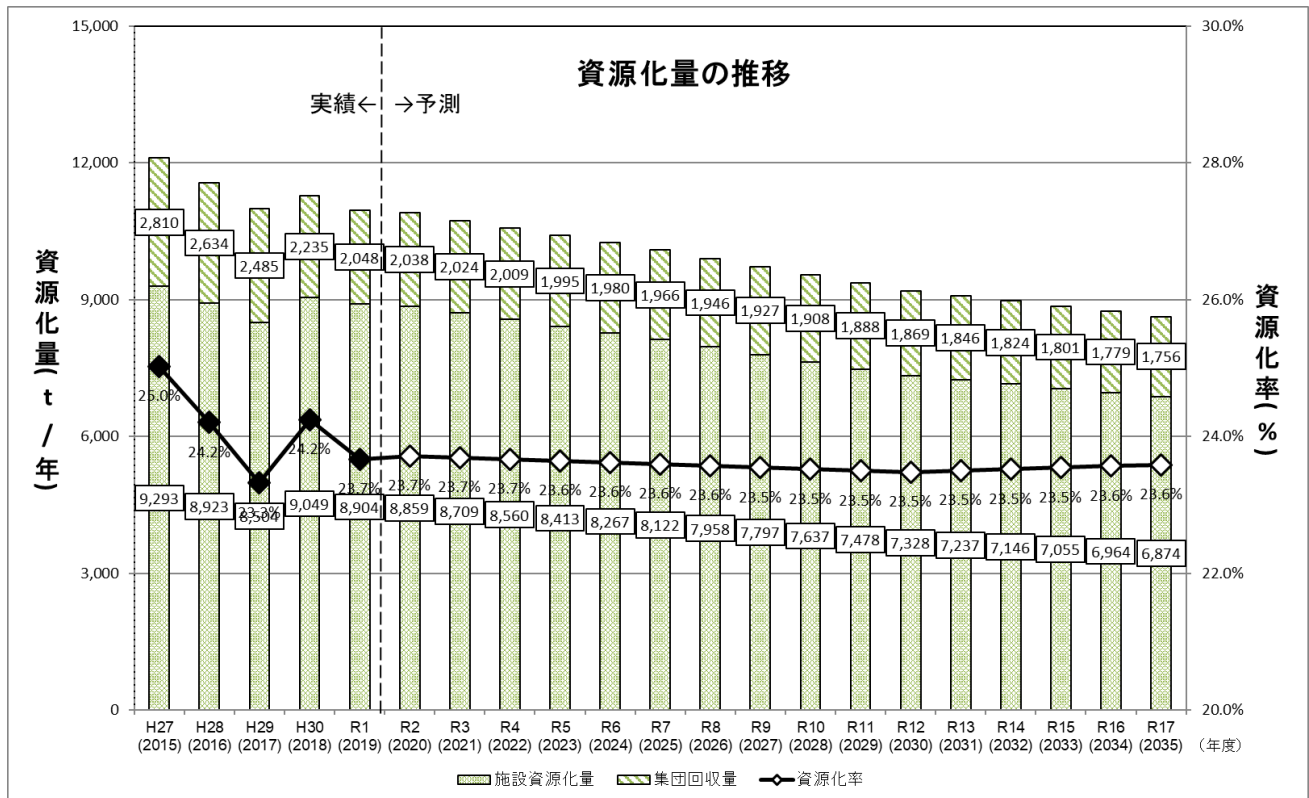
将来ごみ排出量の推移（施策効果を考慮した予測）



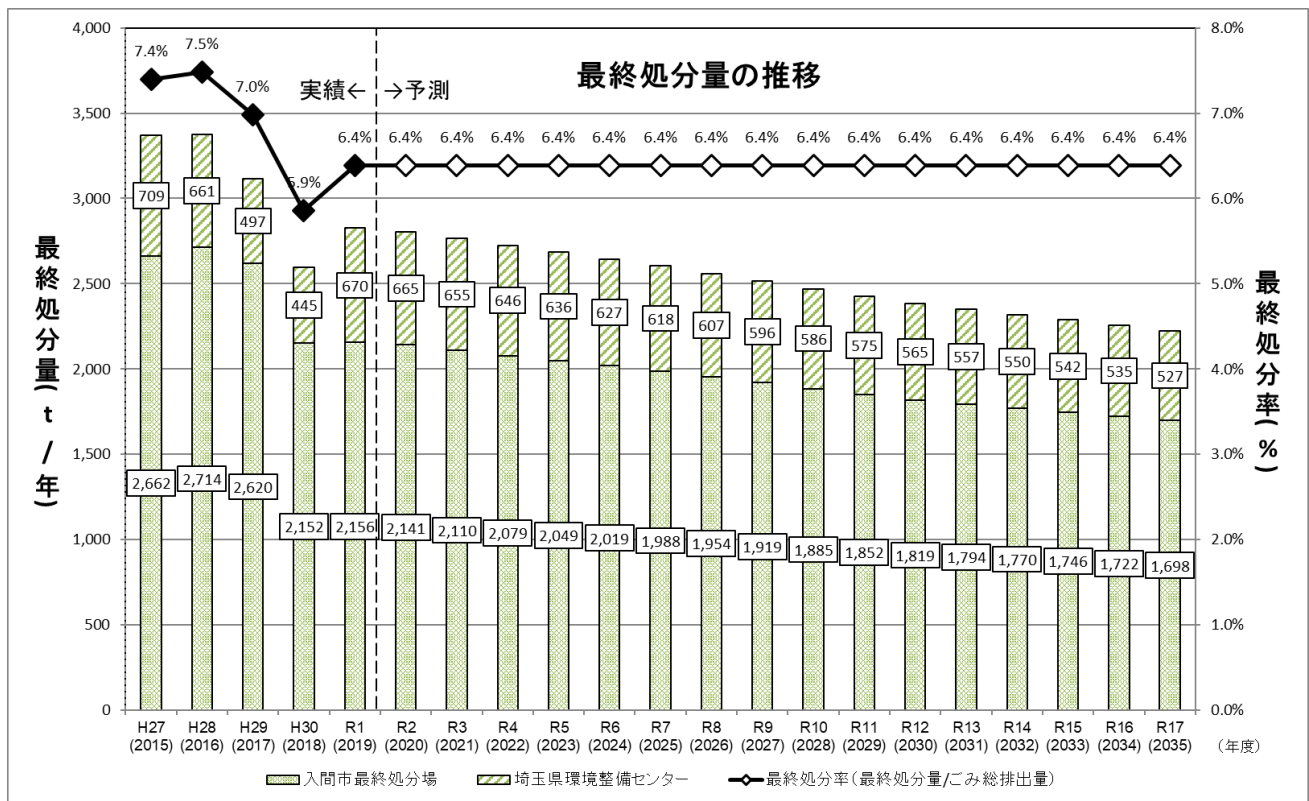
家庭系ごみの1人1日排出量の推移



資源化量の推移 (施策効果を考慮した予測)



最終処分量の推移（施策効果を考慮した予測）



家庭系ごみの減量化で見込んだ施策の減量効果

項 目	減量効果
レジ袋有料化	令和 2(2020)年以降レジ袋有料化で一律 2g/人/日減
食品ロス削減	令和 12(2030)年までに食品ロス半減(63g/人/日⇒32g/人/日)
水きり強化	令和 17(2035)年までに生ごみ水切りで可燃ごみ 10g/人/日減
可燃ごみ中の紙類 分別強化	令和 17(2035)年までに分別率 20%向上 可燃ごみ中の紙類 121g/人/日×0.20＝24g/人/日減 ⇒紙類資源に配分
可燃ごみ中の容器 包装分別強化	令和 17(2035)年までに分別率 20%向上 可燃ごみ中の容器包装廃棄物量 112g/人/日×0.20＝22g/人/日減 ⇒容器種別で資源に配分
粗大ごみ排出削減	令和 12(2030)年までに粗大ごみ 20g/人/日減(45g/人/日⇒25g/人/日)

家庭系ごみ削減施策効果を考慮した場合の数値目標に関わるごみ排出量指標を下記に示します。上記の施策により、資源を含まない家庭系ごみ1人1日排出量は 438g/人/日となり、数値目標を達成可能です。

紙類及び容器包装廃棄物の分別強化により可燃ごみから資源物に移行することにより資源化量は増大し資源化率は、27.4%まで向上します。

資料2

一般廃棄物処理基本計画見直し経緯

年月日	実施事項	実施内容
令和7年7月18日	令和7年度第1回廃棄物減量等推進審議会	入間市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて
令和7年9月24日	令和7年度第2回廃棄物減量等推進審議会	入間市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて
令和7年12月24日	令和7年度第3回廃棄物減量等推進審議会	入間市一般廃棄物処理基本計画(改定版)(案)について

資料3

入間市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役職	氏 名	選出区分
会長	こばやし まさゆき 小林 昌幸	知識経験者
副会長	はまの りょういち 浜野 良一	知識経験者
	あるが けんたか 有賀 健高	知識経験者
	おかざき ひろし 岡崎 洋志	知識経験者
	おの よしお 小野 吉雄	団体選出(入間市工業会)
	かきもと みさ 垣本 美紗	公募
	かわむら ゆうき 河村 佑毅	団体選出(一社 入間青年会議所)
	くまき まちこ 熊本 真知子	公募
	こうの まなむ 河野 真夢	公募
	さいとう かつひさ 齋藤 勝久	知識経験者
	さいとう さだとし 齋藤 定利	団体選出(入間市商工会)
	にいくら じゅん 新倉 順	知識経験者
	ひらおか たけし 平岡 武	団体選出(入間市連合区長会)
	よしおか かずひろ 吉岡 和広	知識経験者
	わたなべ さだお 渡邊 定夫	知識経験者

資料4
諮問書

入工政第174号
令和7年12月24日

入間市廃棄物減量等推進審議会
会長 小林 昌幸 様

入間市長 杉 島 理一郎



入間市一般廃棄物処理基本計画（改定版）について（諮問）

入間市廃棄物減量等推進審議会条例（昭和49年条例第51号）第2条の規定に基づき、
下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

入間市一般廃棄物処理基本計画（改定版）について

2 諮問の理由

本市では、令和3年3月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「入間市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量及び資源循環に関する施策を計画的に推進してきました。現行計画は、令和3年度から令和17年度までの15年間を計画期間とし、5年ごとに目標の達成状況を踏まえ見直しを行うこととしております。

この間、プラスチック資源循環促進法の施行等により、国全体で循環経済への移行が加速するとともに、地球温暖化対策の要請の高まりを背景に、廃棄物分野における温室効果ガス削減の重要性が一層増しております。また、食品ロス削減の社会的要請が強まり、その発生抑制と再資源化の効果的な取組が求められています。

こうした社会情勢の変化や現在の進捗状況を踏まえ、「入間市一般廃棄物処理基本計画」を改定したいと考えておりますので、貴審議会におかれまして、本改定に関し専門的な知見からご審議を賜りたく諮問いたします。

答申書（1枚）

資料5

エコ・クリーン政策課、総合クリーンセンター及び生活環境課所掌事務(令和8年3月時点)

エコ・クリーン政策課

- (1) 環境政策の企画、調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (4) ゼロカーボンシティの推進に関すること。
- (5) 再生可能エネルギーに関すること。
- (6) 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- (7) ごみの減量化、資源循環化施策に関すること。

総合クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物処理業者の許可並びに指導及び監督に関すること。
- (2) 不法投棄防止対策及び不法投棄廃棄物の処分に関すること。
- (3) 市民清掃デーに関すること。
- (4) ごみ集積所に関すること。
- (5) ごみの減量、資源化の取組に関すること。
- (6) 一般廃棄物関係施設の整備計画及び建設に関すること。
- (7) 一般廃棄物関係施設の維持管理及び業務委託に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (9) 粗大ごみに関すること。
- (10) ごみの処理及び処分に関すること。
- (11) ごみの収集業務(委託業務を含む。)に関すること。
- (12) 一般廃棄物関係施設における労働安全衛生に関すること。
- (13) 総合クリーンセンターに関すること。
- (14) リサイクルプラザに関すること。
- (15) 宮寺清掃センターに関すること。
- (16) 最終処分場に関すること。

生活環境課

- (1) 騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下防止対策に関すること。
- (3) 開発行為等における環境保全に係る指導に関すること。
- (4) 河川の浄化に関すること。
- (5) 産業廃棄物に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく許可(有害鳥獣の捕獲に係るものに限る。)に関すること。

- (7) 昆虫等の駆除に関すること。
- (8) 狂犬病の予防に関すること。
- (9) 墓地に関すること。
- (10) 衛生自治組織に関すること。
- (11) 食品衛生組織に関すること。
- (12) 浄化槽に関すること。
- (13) 専用水道及び飲用井戸に関すること。
- (14) その他生活環境の保全に関すること。
- (15) 瑞穂斎場組合との連絡調整に関すること。
- (16) 入間西部衛生組合との連絡調整に関すること。

資料6

用語解説

(ア行)

● 一般廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」として定義されており、家庭から排出されるごみと、飲食店や事務所などから排出される産業廃棄物以外のごみに分けられます。

● 一般廃棄物処理計画

市町村が一般廃棄物の処理を進めていくための基本となる計画で、廃棄物処理法によって市町村に策定が義務づけられています。

概ね 10 年から 15 年を計画期間とする基本計画と、各年度の事業について定める実施計画があります。

● NPO

NPO は、「Nonprofit Organization」の略で、直訳すると「非営利組織」となります。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPO は社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

(カ行)

● 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電を対象に、消費者はリサイクル料と収集・運搬費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけています。

● 家庭系ごみ

一般家庭の日常生活から出るごみです。入間市の分別ルール(可燃・不燃・資源など)に従い、決められた収集日・集積所に出します。粗大ごみは有料ですが、それ以外は市が収集します。

● カレット

ビンを分別収集した後に粉碎処理されたガラス片のこと。カレットはビンなどの原料として有効に利用されます。

● 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

● 協働

市民・事業者・民間団体・市が対等の立場で連携し、お互いの信頼関係のもと、協力してまちづくりに働くこと。

● グリーン購入

環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入すること。

● グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の略称。国等の公的機関が率先して環境負荷低減に寄与できる製品やサービスの調達を推進し、また適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

● 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。これまで家電リサイクル法に基づく4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)以外の家電を対象に、小型家電を収集しリサイクルすることを可能とした制度です。

● ごみ総排出量

ごみ排出量+集団資源回収量の合計

● ごみ排出量

家庭ごみ+事業ごみ+不法投棄ごみの合計

● コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできているたい肥のこと。本計画ではたい肥を作る容器を指しています。

(サ行)

● 事業系ごみ

会社、店舗、農業などの事業活動に伴って出るごみです。量や種類に関わらず家庭ごみの集積所には出せません。許可業者へ委託するか、総合クリーンセンターへ自己搬入して処理する必要があります。

● 持続可能な開発目標(SDGs)

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

● 循環型社会

資源循環型社会とも言い、大量生産・大量消費・大量消費型社会などと対比して使われています。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの使用や、水や鉱物資源、石油資源などが何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会のこと。

● 循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図ることを目的としています。

● 焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り、すなわち未燃分からなっています。

● 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務付けています。

● 3R(スリーアール)

Reduce(リデュース:ごみそのものを減らす)、Reuse(リユース:何回も繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:分別して再び資源として活用する)の 3 つの取組のこと。従来の 1R(Recycle)を拡大して、3R を進めることが循環型社会の構築に必要とされています。

令和元(2019)年 5 月に策定された環境省のプラスチック資源循環戦略では、+Renewable を掲げていますが、プラスチック資源の使用を極力減らし、再生可能な資源を使用し、使用後は持続可能な形で徹底的に分別再使用していくことを提言しています。

(タ行)

● ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

● 中間処理

収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破碎、選別などをすることで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

(ハ行)

● 廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状または、液状のものをいいます。

廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別されます。

● 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定しています。

● 廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関して審議を行い、市長に答申、または建議するための市の付属機関をいいます。

● PDCA サイクル

計画(Plan)、行動(Do)、点検(Check)、見直し(Action)のプロセスを順に実施し、最後の見直しを次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。

● 不法投棄

廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)を定められたルールに従って適正に処理せず、処理施設以外の山林、原野、空き地、農地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為です。

(ラ行)

● 流動床

ごみ焼却炉(焼却装置)の方法にはストーカ式、流動床式及び回転炉式があります。流動床式燃焼装置は、縦型の炉体底部に流動媒体である砂を一定の高さに充填して、同じく底部に設けられた散気装置から熱風を送り、流動媒体を流動させて形成した流動層内にごみを供給し乾燥・燃焼を行う方式です。